

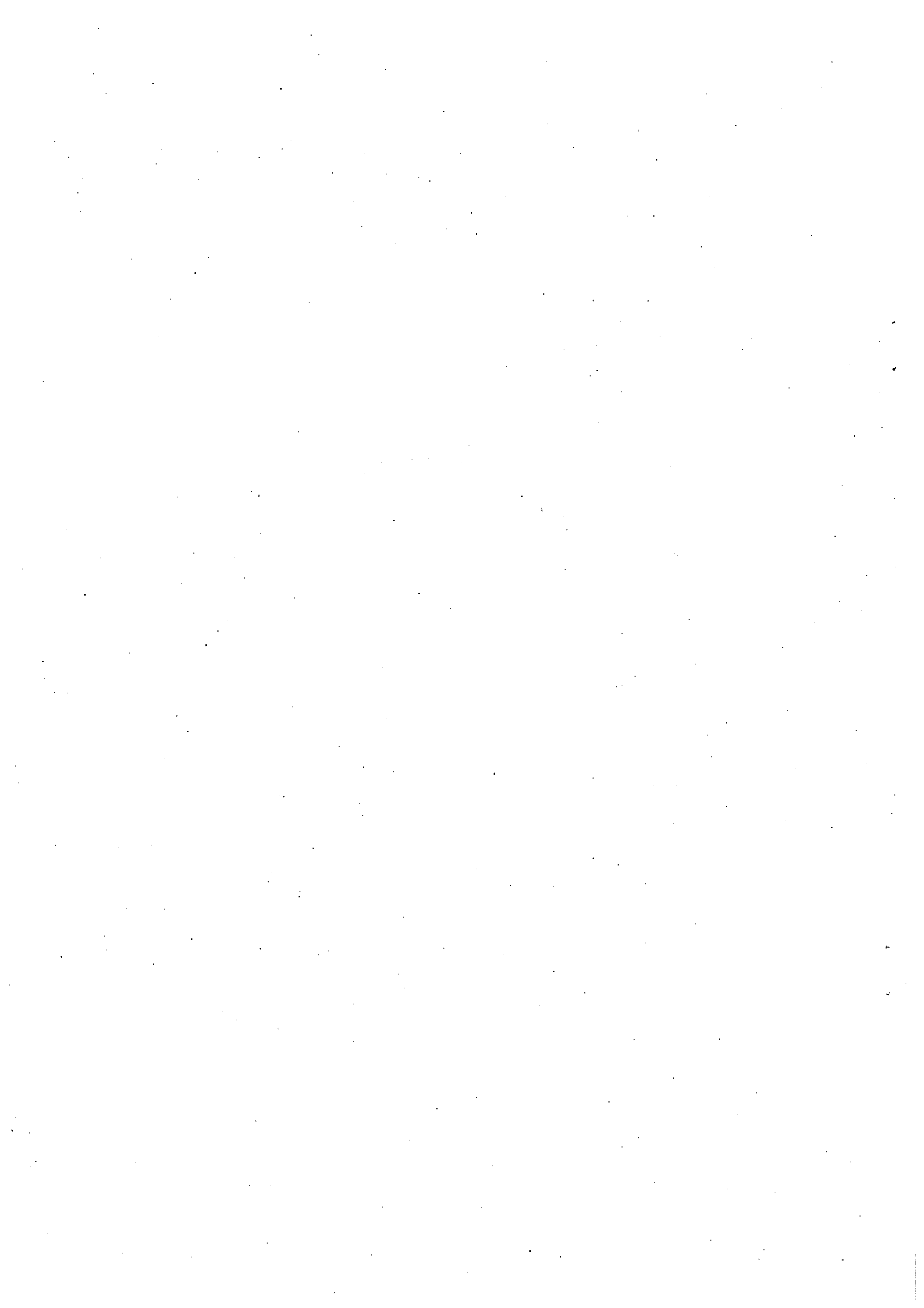
福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年1月19日)

〔件 名〕

- 1 第1回とっとり環境推進県民会議の開催結果について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 「鳥取すいそ学びうむ(とっとり水素学習館)」の完成セレモニーについて
(環境立県推進課)・・・2
- 3 鳥取市の中核市移行に係る県・市の検討、協議等の状況について
(環境立県推進課)・・・3
- 4 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について
(循環型社会推進課)・・・56
- 5 「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト・ステップアッププログラム2020」の策定について
(緑豊かな自然課)・・・57
- 6 ツキノワグマに係る「特定鳥獣保護管理計画」の改訂について
(緑豊かな自然課)・・・58
- 7 「全国『みどりの愛護』のつどい」の誘致について
(緑豊かな自然課)・・・59
- 8 東京での「ジオパークフェア」開催について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・60
- 9 性暴力被害者支援相談窓口の開設について
(くらしの安心推進課)・・・61
- 10 中部地震住宅修繕支援センターにおける相談対応等について
(住まいまちづくり課)・・・62

生活環境部



第1回とっとり環境推進県民会議の開催結果について

平成29年1月19日

環境立県推進課

「パリ協定」の発効(11月4日)を契機に、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築を一層推進するため、県民、住民団体、事業者、行政等の各主体の連携・協働による「とっとり環境推進県民会議」を設置し、環境実践等の推進策に係る企画等を行うとともに、環境実践活動等を県民運動として展開することとしている。

この度、第1回の会合を下記のとおり開催したので、その概要を報告する。

記

- 1 日 時 平成28年12月19日(月) 午後1時から午後3時まで
- 2 場 所 とりぎん文化会館 第3会議室
- 3 出席者 経済団体、エネルギー事業者、森林関係者、住民団体、報道、行政等19団体
- 4 概 要

地域の環境への関心を高め、温室効果ガス削減に向けた取組を県民運動的に進める手段や展開策のアイデアとして以下のような意見が出された。

- (企業の省エネ) ・小規模事業所へのTEAS実施に対するフォローがあると助かる。
・全国から注目されるような先導的な取組、それを鳥取からやることに意義がある。
- (家庭の省エネ) ・家電買換えや、省エネ機器導入等について知ってもらう機会を増やすことが必要。
・コージェネレーションシステム(*)などが家庭にも普及すれば、我慢しない省エネにつながる。
(*) 熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称
- (実践活動支援) ・実践・施設見学などで高負担となるバス代への支援をしてもらいたい。
・山の管理は、間伐と植林があって再生可能な資源となる。この仕組み作りが重要。
・企業や教育機関等の力を借りながら、みんなが一緒に環境について考え、取り組むことが大切。
- (環境教育) ・鳥取市で行われている民泊での間伐体験など学校でできない体験メニューの拡大を希望。
・子ども向け環境活動を学校行事の中でできないか。
・環境に優しい活動や学習をしたい団体と、それが提供できる人物・場のマッチングが必要。
- (フードロス) ・食べきり運動を進めるため、団体として幼児・児童に焦点を当てた活動を行う。

・現在、当会議でいただいた提案や意見を踏まえ、当初予算に向け調整を行っている。

【参考】とっとり環境推進県民会議メンバー

(計19団体(順不同))

カテゴリ	団体名
事業者団体	鳥取県商工会議所連合会
	鳥取ガス株式会社
	日新バイオマス発電株式会社
	SB エナジー株式会社
	鳥取県森林組合連合会
	一般社団法人鳥取県バス協会
	若桜鉄道株式会社
	鳥取県飲食生活衛生同業組合
住民団体等	鳥取県連合婦人会
	とっとり県消費者の会
	三朝温泉かじか蛙保存研究会
	鳥取県生活協同組合連合会

カテゴリ	団体名
報道機関	株式会社新日本海新聞社
教育	鳥取県PTA協議会
	鳥取市小学校校長会
行政等	米子市
	北栄町
	鳥取県地球温暖化防止活動推進センター
	鳥取県

「鳥取すいそ学びうむ（とっとり水素学習館）」の完成セレモニーについて

平成29年1月19日
環境立県推進課

鳥取県、鳥取ガス(株)、積水ハウス(株)、本田技研工業(株)の四者は地球温暖化防止と持続可能な低炭素社会の構築を目標とする県の「水素エネルギー実証（環境教育）拠点整備プロジェクト」を推進する協定を平成28年1月25日付で締結し、準備を進めてきた。

この度、「鳥取すいそ学びうむ」として完成し、セレモニーを開催するので、その概要を報告する。
なお、県民向けのオープンはテスト運用が完了する4月頃を予定している。

1 開催日時

1月27日（金）午後1時～午後2時

2 場所

鳥取ガスグループ敷地内（鳥取市五反田町8-1）

3 概要

主催者挨拶、来賓祝辞、概要説明、テープカット式、ゴールデンキー授与、水素充填の実演など

4 水素エネルギー推進セミナー

セレモニー終了後、県内事業者等を対象とするSHS（スマート水素ステーション）やFCV（燃料電池自動車）などのセミナーを開催する。

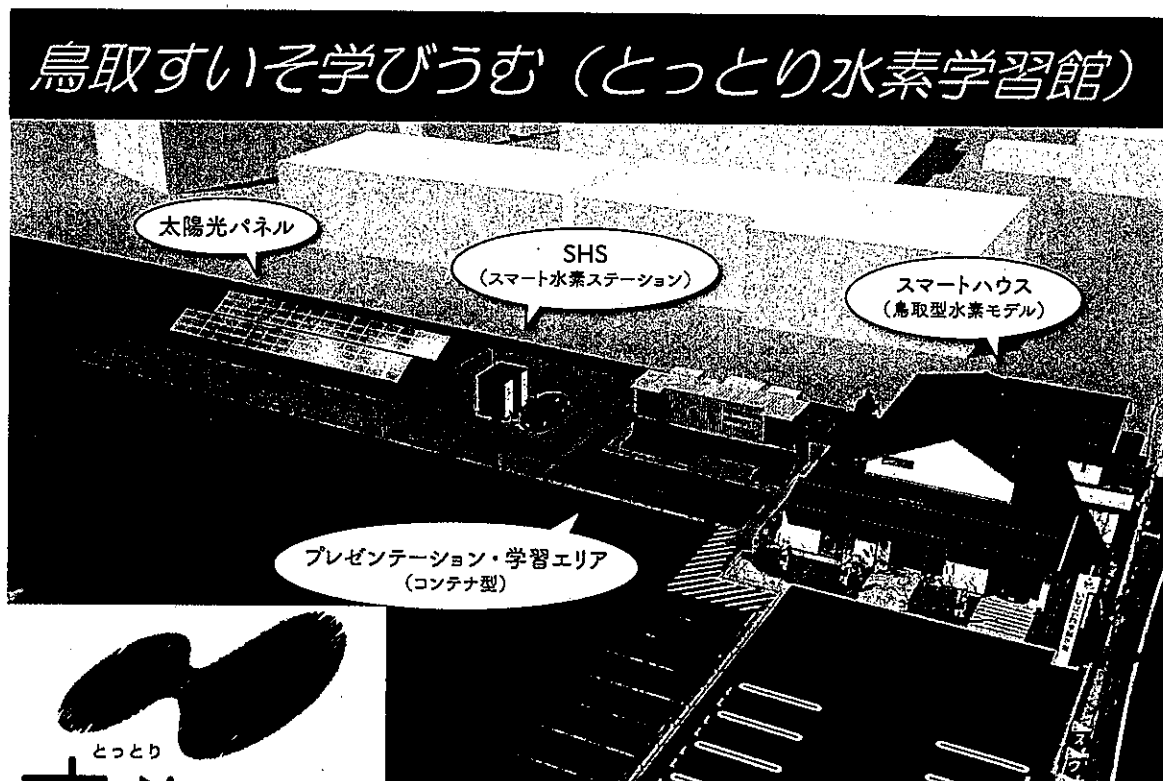
<場所>

鳥取ガス(株)本社3階大会議室

<概要>

講演：早稲田大学 大聖教授（鳥取県水素ビジョン座長）～次世代自動車の普及に向けて～
その他、積水ハウス(株)、本田技研工業(株)からの講演も予定している。

5 整備イメージ



鳥取ガスグループ敷地内

鳥取市の中核市移行に係る県・市の検討、協議等の状況について

平成29年1月19日
 地域振興課
 福祉保健課
 環境立県推進課
 教育総務課
 行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市移行を円滑に進めるため、これまで県・市で事務権限の移譲や協力体制について、検討、協議を進めてきたところです。1月25日に予定されている国(総務省、厚生労働省)のヒアリングを経て、地方自治法上に規定される中核市移行に係る手続きを進めることから、現時点での県・市での調整状況について、報告いたします。

1 これまでの経過

鳥取市の中核市移行は、鳥取市長が平成26年6月に平成30年度当初の移行を目指すことを表明し、県へ協力を要請。これを受け、平成26年8月に設置した「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」(4町もオブザーバー出席)において、県から市への事務権限の移譲や協力体制等について、検討、協議を進めてきたところです。

特に、中核市の移行により市が保健所を設置することとなることから、県東部の保健所のあり方について、東部4町と調整し、住民サービスを低下させないことを前提に、県から市へ保健所業務を委託する案で調整を進めることとし、円滑な移行に向けて引き続き調整を進めていきます。

- H26.6 鳥取市は中核市移行を決意、表明し、県(知事)へ協力要請
- H26.8～ 鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会(4町もオブザーバー出席)を設置
- H27.3～ 鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町で構成。市もオブザーバー出席)

2 中核市移行に係る調整状況 …… 資料1

<基本方針>

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28.11.1現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区分	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画・建設	文教行政	その他	
市分							
法令・政省令	623	1,240	310	112	27	49	2,361
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	623	1,361	419	112	27	49	2,591
4町分							
法令・政省令	285	1,243	303	0	0	33	1,864
県単独事業	0	121	107	0	0	0	228
計	285	1,364	410	0	0	33	2,092

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※「保健衛生」で市分より4町分の事務数が多いのは、特例市権限で現在、市において実施している事務(4町分は現在県実施)について、中核市移行に併せて、県から市へ委託することを調整した事務を含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整中の項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

(2) 体制整備（基本方針）

鳥取市の中核市移行後も、これまで県で行ってきた住民サービスを低下させないことを基本に、県と市が連携し、医師等の専門人材の確保を図り、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は、市有施設及び県の東部庁舎の間借り等により、資機材等の二重投資を避け効率的効果的な事務執行体制を整備する。

3 住民周知・広報の取組

・鳥取市及び4町と連携し、県市の調整状況を、広報時期や内容、媒体等を調整しながら、市民及び4町の住民にとってわかりやすく適切な内容の情報を、適期に提供することとしている。

(1) HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。（各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。）

(2) 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

今後も要請に応じ、随時、関係団体等に対して説明の場を持つとともに、引き続き、各町の広報紙等も活用して準備状況等の周知をしていくこととしている。

【住民説明会開催概要】

地域	日時	会場	参加者数
岩美町	10月24日（月） 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日（土） 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日（火） 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日（土） 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生団体等の関係者を含む。

4 今後のスケジュール … 資料2

・1月の国（総務省・厚生労働省）のヒアリングで、中核市移行に係る市の事務執行体制や県市の連携・協力体制等についての確認を受け、2月以降、地方自治法上の法定手続きを進める。
・引き続き、県・市で、円滑な事務移譲に向けた協議・取組を行っていく。

【添付資料】

【資料1】鳥取市中核市移行の調整状況（平成29年1月現在）

【資料2】中核市への移行に係る今後のスケジュール

【参考資料1】平成28年12月2日 鳥取市全員協議会資料

【参考資料2】平成28年10月開催 東部4町における住民説明会資料（抜粋）

鳥取市中核市移行の調整状況(平成29年1月現在)

平成29年1月19日

県地域振興課

1月25日に行われる国(総務省・厚生労働省)のヒアリングに向けて、ヒアリング資料をベースとした構成で、これまでに県と市で整理・調整してきた事項、今後の調整が必要な事項について、現時点での県と市で整理調整してきた内容を整理したものです。

平成30年4月の中核市移行に向けて、今後も引き続き、円滑な事務移譲に向けた調整を進めていきます。

国(総務省・厚労省)ヒアリング項目

○総務省ヒアリング資料項目

【共同作成分】

- 1 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要
- 3 事務処理体制及び人員に関する調べ
- 4 中核市に係る事務の特例の項目数

【市分】

- 1 中核市要件調書
- 2 移行後の組織、移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 3 移行に係る職員数増減見込み
- 4 今後の定員管理等、給与の適正化等の取組、勤務条件
- 5 中核市移行に伴う市財政への影響、財政収支

【県分】

- 1 当該市の行財政状況等
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響

○厚生労働省ヒアリング資料項目(保健所政令市移行に係る提出資料)【共同作成のみ】

- 1 政令市移行の概要(移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針)
- 2 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 3 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- 4 移行についての都道府県の見解
- 5 移行に伴う施設等整備計画(保健所の整備方針、関連施設の整備計画)
- 6 移行に伴う組織の見直し概要(組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照)
- 7 移行時の保健所の職員の配置計画
- 8 県内の保健所配置状況の比較
- 9 移譲事務等の概要

1 中核市移行の概要

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は、地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされていることから、東部圏域の実情をふまえ、県・市が連携して適切に対処できる体制を確保する。

(1) 移行予定日 平成30年4月1日

(2) 東部圏域の保健所の体制

鳥取市が中核市への移行すると、法律上、保健所を設置することが義務づけられる。医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図り、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が設置する保健所で県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう県が市へ事務を委託し、連携実施する。

【参考】鳥取県の保健所の管轄区域

(現 行)

(鳥取市中核市移行後) H30. 4～

【鳥取県】

保健所	職員数 (人)	管轄市町村
鳥取保健所	88 (74)	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
倉吉保健所	68 (58)	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
米子保健所	101 (86)	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

【鳥取市 (保健所政令市)】

保健所	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
鳥取市保健所	232,669/ 1,518.22	鳥取市 (岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)



※県から4町に係る保健所業務を受託実施
(市本庁業務)

老人福祉施設・児童福祉施設等の指導監査、
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金業務、環境行政・廃棄物行政 など

【鳥取県】



本庁	検討中
----	-----

保健所	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
倉吉保健所	104,367/ 780.43	同左 (1市4町)
米子保健所	236,612/ 1,208.40	同左 (2市6町1村)



※県保健所の職員数はH28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段0は建築住宅課職員を除いた職員定数。

※市は、県から4町に係る保健所業務を受託実施。市保健所の職員数は、本庁対応業務(環境行政等)も含む。

※H30.4～の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※人口は、H27.10.1国勢調査結果(速報値)。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の数値。

2 中核市への移行により所管・移譲する事務

中核市へ移行することにより鳥取市において処理することとなる事務について、分類整理した。専門性が高いなどの理由で、市において処理できない事務については、県への委託等を検討している。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28. 11. 1現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区分	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	
市分							
法令・政省令	623	1,240	310	112	27	49	2,361
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	623	1,361	419	112	27	49	2,591
4町分							
法令・政省令	285	1,243	303	0	0	33	1,864
県単独事業	0	121	107	0	0	0	228
計	285	1,364	410	0	0	33	2,092

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※「保健衛生」で市分より4町分の事務数が多いのは、特例市権限で現在、市において実施している事務（4町分は現在県実施）について、中核市移行に併せて、県から市へ委託することを調整した事務を含むため。

※H28. 11. 1現在で県・市の事務レベルで調整中の項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数 平成28年11月1日現在

2, 213事務 ⇒ 2, 591事務

【主な増減の理由】

- ・保健所長権限の事務（法定上保健所を経由する事務を含む）を整理追加
- ・法改正により新たに中核市の権能となったもの（H30. 4までに施行されるものを含む）
（児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）
- ・国（総務省・厚労省）の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの
（社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母体保護法、私立学校法、食品表示法 など）

(2) 県から市、市から県への事務の委託等

県市間で調整中。

ア 県から市への委託

- ・県東部4町に係る保健所業務等

イ 市から県への委託

- ・衛生環境研究所における検査
- ・教職員研修（専門性の高いもの）等

(3) 主な業務と取扱実績 (H27年度)

各行政分野における主な業務と平成27年度の県における取扱実績等(市及び4町に関わるものの件数)は次のとおり。

※業務により市町ごとの実績を計上することができないものあり。

ア 民生行政分野

主な業務	取扱実績等
身体障害者手帳の交付	・手帳の交付(再交付を含む) 市555件 4町(144件) ・手帳の返還及び返還命令 市520件 4町(154件) ・手帳交付者の居住地変更届受理 市240件 4町(28件)
障害福祉サービス事業者の指定	・指定障害福祉サービス事業者の指定 市13件 4町(2件)
母子父子寡婦福祉資金の貸付	・母子福祉資金の貸付 市14件※4町県実施(2件)
小児慢性特定疾患医療費の給付	・小児慢性特定疾患医療費の給付対象者 市196人 4町(31人)
老人福祉施設の設置認可・監督	・老人「付」等々の届出事項の変更受理 市246件 4町(24件) ・有料老人ホーム設置及び変更の届出 市6件 ※4町県実施(3件)
介護サービス事業者の指定	・居宅介護サービス事業者の指定 市34件 4町(1件)
生活保護医療機関等の指定	・医療機関の指定 市86件 ※4町県実施(9件) ・指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 市847件※4町県実施(62件) ・指定介護機関の指定 市42件 ※4町県実施(3件)
社会福祉審議会の設置・運営	・審議会の開催 年2回(県全体)
民生委員児童委員の定数の決定 ・推薦・研修	・厚生労働大臣への民生委員の推薦 市6件※4町県実施(2件) ・民生委員指導訓練の実施、活動費支払 市516件※4町県実施(170件)

イ 保健衛生分野

主な業務	取扱実績等
感染症の予防・感染症の患者に対する医療	・健康診断の勧告及び実施 市317件 4町(70件) ・特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市13件 4町(5件) ・結核患者の医療費に係る費用の負担 市36件 4町(13件)
難病医療費の助成申請	・難病医療費の給付対象者 市1,364人 4町(304人)
精神保健・精神障がい者福祉	・相談指導 市442件 4町(331件) ・措置の決定・措置入院の通知 市16件 4町(1件) ・精神障害者保健福祉手帳の交付 市1,279件 4町(199件)
医事・薬事に係る許可・立入検査	・医療機関の立入検査 東部全体 45件 ・薬局開設の許可、更新許可 市15件 4町(2件) ・毒物劇物販売業者の立入検査 東部全体 65件
食品営業施設の許可、監視指導	・食品営業施設等の許可 市818件 4町(153件) ・食品営業施設等の監視指導 東部全体 2,869件
食品表示適正化指導	・立入検査等 市90件 4町(23件)
環境衛生施設の監視・検査	・旅館業(78件)、興行場(1件)、公衆浴場(19件)、理容所(16件)、美容所(27件)、クリーニング所(11件)、温泉利用施設(38件)、源泉(59件)、飲料水施設(114件)、ビル管登録事務所(10件)
狂犬病予防・動物愛護	・犬・猫の引取り 東部全体245件 ・未登録犬の捕獲 東部全体 58件 ・負傷動物の収容 東部全体 29件

ウ 環境行政分野

主な業務	取扱実績等
一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令	・産業廃棄物処分量の許可 東部全体 7件 ・処理施設、排出事業所等に対する立入検査 東部全体1,098件
ばい煙発生施設の届出受理・立入検査	・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 市3件 ※4町実績なし ・ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 市21件 ※4町実績なし
大気汚染等の常時監視	・大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視

エ 都市計画・建設行政分野

主な業務	取扱実績等
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	・サービス付き高齢者向け住宅の登録 市3件 ※4町県実施(なし) ・サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 市9件 ※4町県実施(なし)
建設資材の再資源化に関する立入検査	・建設工事現場等への立入検査 H27実績なし
屋外広告業者の登録・指導・監督	・屋外広告業者の登録の義務づけ 県全体80件 ・屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 H27実績なし

オ 文教行政分野

主な業務	取扱実績等
小中学校県費負担教職員の研修	・初任者研修、10年目研修、専門研修等の実施
重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	・重要文化財の現状変更等の許可 H27実績なし ・文化財である埋蔵物の提出受理等 市18件※4町県実施(なし)

3 体制整備（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は市有施設及び県の東部庁舎の間借り等で対応する。

(1) 移行後の市の組織体制

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の業務を引き継ぐことを基本に、(仮称)鳥取市保健所を新設して統合する。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

(2) 施設・設備・備品

ア 保健所施設

鳥取市の中核市移行（平成30年4月）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成32年3月頃）までの約2年間（暫定期間）は、現在、県の東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において実施している保健所業務については、暫定施設において、事務を行う。

部 門	現行（～H30.3月）	暫定期間（H30.4～H32.3）	本格稼働（H32.4～）
福祉保健部門	東部福祉保健事務所（江津）	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所（立川）	県東部庁舎（立川）	

※暫定期間は、市が県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を賃貸

イ 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

ウ 犬の抑留等施設

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

エ 試験・検査備品等

- (ア) 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム
現在の観測地において、引き続き市が使用。
(県への行政財産使用許可、備品譲渡)
- (イ) 検査機器（血液検査用遠心分離機、画像ビューワシステム、PHメーター、CO濃度計など）
県から市へ譲渡、貸与
- (ウ) 業務関連備品（医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品）
県から市へ譲渡、貸与
- (エ) 事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）
- (オ) 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品（医薬品を含む）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）

オ 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行う。（県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。）

(3) 職員体制

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。

また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

- ・中核市移行後も、当面の間、県からの専門職を中心とした職員派遣等の人的支援を実施
- ・少数職種（獣医師、薬剤師 など）の専門人材確保、県・市間の人事交流

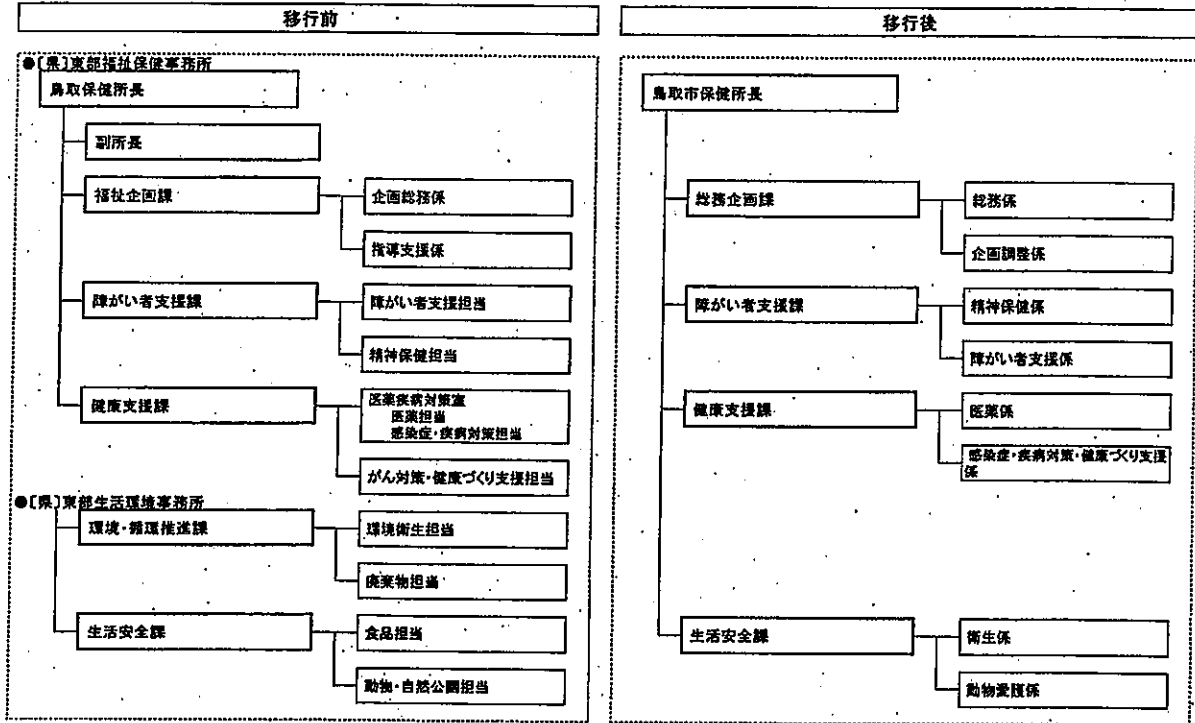
(4) 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。

4 体制整備（各論）

(1) 組織体制の概要

① 保健所関係



※今後、組織の名称などを変更する場合があります。

東部生活環境事務所環境・循環推進課の事務は、本庁事務とし、市下水道環境部生活環境課において所管することとしています。

② 本庁組織関係

県本庁の事務は、市の関連する部署において引き継ぐ。

(2) 市の所掌事務・職員配置計画

市において素案を作成し、市議会 全員協議会へ報告（参考資料1 参照）

(3) 研修の状況・研修計画

① 人事交流（相互派遣）

・平成28年度から保健師1名の人事交流を実施

市から県（東部福祉保健事務所）へ派遣されている保健師（係長級）は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、HIV等の事務を担っている。

また、県から市へ派遣されている保健師（主事級）は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っている。

② 職員研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成29年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っている。

③ 現場研修等の受入状況（随時）

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練の参加、検査の立会等を行う。
〈平成27年度〉

- ・感染症（O26エボラ・新型インフルエンザ）、DMAT等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加（保健師含む3～4名/回）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- ・空港災害対策（消火避難訓練ほか）、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加（保健師含む担当者出席）
- ・栄養改善、感染症、医事業事、結核・難病業務（1月）、健康づくり、精神保健業務（2月）の説明・勉強会（保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席）
- ・動物愛護管理担当（12月）、食品担当（1月）の業務概要説明（各3名受入）
- ・衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施（保健師含む計14名受入）

〈平成28年度〉

- ・医療機関の監視に同行（事務、保健師、管理栄養士）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導（監査）への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所（局）担当者連絡会への参加
- ・障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会（8/4開催）への参加（3名）
- ・医療監視〔県立中央病院 6/30〕（栄養士1名、事務1名参加）
- ・栄養改善業務勉強会〔2回：6/13、7/11〕（栄養士延べ14名参加）
- ・原子力防災訓練（船舶訓練）〔8/28〕
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3〕
- ・衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言（技師1名、環境事業公社1名を含む計4名受入）
- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール（4月～）、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認（5月）への同行（2名程度/回）、警察との合同検問への参加（2名程度/回）
- ・許認可事務（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等）の事務の流れ、業務内容（6月、2名）
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行（6月、2名）
- ・美容所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・ビル管理者の登録申請検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・簡易宿所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席（6月、2名）
- ・食品衛生責任者講習会への参加（6月、2名）
- ・食品衛生監視員研修会への参加（7月、1名）
- ・廃棄物処理施設（中間処理）の立入検査（現地確認）の同行（7月、3名）
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行（8月、2名）

④ 今後の予定（これまでの研修等の継続実施を含む）

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施（事前研修・打合せ含む）
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査（廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等）への同行

5 財政影響額の推計（鳥取市）

中核市となって事務を処理するにあたって要する費用等について、増減の影響額の推計をする
とともに、基準財政需要額の増額見込みを算出する。

(1) 経費負担の考え方

事務区分 \ 区域	鳥取市域分	東部4町分
法定移管事務 (自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの)	中核市の事務 (交付税措置)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
関連事務 (法、政省令等に基づく県の事務)	特例条例による移譲 (権限移譲交付金)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
自治事務(県単独事務) (県条例に基づく県の事務)	特例条例による移譲 (権限移譲交付金)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
県単独事務 (県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む)	県事務の受託 (県からの委託料・負担金)	県事務の受託 (県からの委託料・負担金)
自治事務(市単独事務)	中核市の事務 (交付税措置)	県実施

(2) 財政影響額（平成28年11月末時点）〔市推計〕

県における平成27年度決算額を基に、中核市移行後の事業費および地方交付税の増額を算出して市において試算したもの。（今後の制度改正等により増減あり）

【収支】

歳入影響額 811,000千円
歳出影響額 811,000千円

※県からの権限移譲交付金及び委託金を財源充当する関連事務及び東部4町分の受託業務の経費を除く。

6 住民等への周知・広報

鳥取市の中核市移行について、住民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する周知を図る。

併せて、中核市移行に伴う市の保健所設置にあたり、県から市へ4町の事務を委託することについて、住民・業者等への周知・広報が重要。

(1) 主な取組状況

① ホームページ（県・市・各町）による周知

② 市報、町報等による周知

③ 鳥取市中核市移行シンポジウムの開催（市主催・県後援）

鳥取市が市民と長期的な視点に立って中核市『鳥取市』の将来像を考えるために開催した。

〔日時〕 平成28年11月24日（木） 午後2時から4時30分

〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○基調講演 「中核市移行と地方の未来」 講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

コーディネーター 公立鳥取環境大学 副学長 小林慎太郎 氏

パネリスト 鳥取市立病院地域医療総合支援センター長 足立誠司 氏

ゆうゆうとっとり子育てネットワーク代表 山田康子 氏

鳥取商工会議所青年部 直前会長 田中健志 氏

㈱鳥取銀行 ふるさと振興部長 入江 到 氏

鳥取市長 深澤義彦 氏

アドバイザー 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

④ 住民説明会の開催等

〔鳥取市〕 地域づくり懇談会の場で説明

〔県・4町〕 各町の協力のもと、県主催で説明会を開催。

地 域	日 時	会 場	参加者数
岩美町	10月24日（月） 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日（土） 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日（火） 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター 一ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日（土） 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生等の団体関係者を含む。

⑤ 関係機関・団体等への説明

各関係機関・団体等からの要請に応じ、県・市で説明。（医師会ほか）

(2) 今後の実施計画

① ホームページ（県・市・各町）による周知

② 市報、町報、県政だより等による周知

③ 住民及び関係機関・関係団体等への説明

④ 事業対象者・事業者への案内・周知

中核市移行の政令交付後に窓口、手続き等の案内を行う。

7 今後のスケジュール

地方自治法上の指定手続きを改めて確認。市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される。関係団体、住民への広報・周知を行う。

(1) 国ヒアリング（総務省・厚生省）

従来、県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続を迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

〔スケジュール〕

H28. 11～ ヒアリングに向けた事前協議（厚生労働省）

H29. 1 総務省・厚生労働省ヒアリング

(2) 中核市の指定に係る手続き（地方自治法252条の24）

中核市の指定は、都道府県の同意を経て、市の申出に基づき国（総務大臣）が行う。

〔スケジュール〕

H29. 3 ① 市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出 [H29. 3月市議会]

H29. 3 ② 市議会が「中核市の申出」議案を審議し、議決 [H29. 3月市議会]

H29. 4 ③ 市議会での可決を経て、市長が県知事に「中核市指定に係る同意」申入れ

H29. 5 ④ 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出 [H29. 5月県議会]

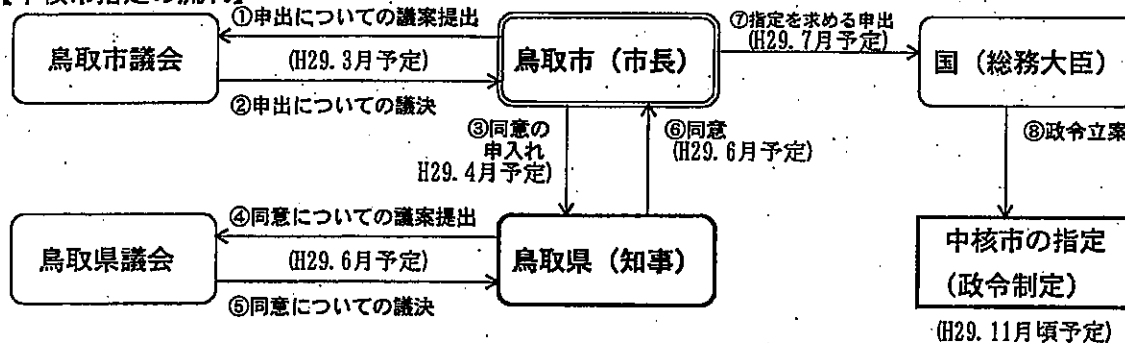
H29. 6 ⑤ 県議会は「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決 [H29. 5月県議会]

⑥ 県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付。

H29. 7 ⑦ 市長が総務大臣に中核市指定を求める申出

H29. 11頃 ⑧ 総務大臣は、市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立

【中核市指定の流れ】



鳥取市の中核市移行スケジュール（見込み）

平成29年1月13日 現在
地域振興課

区分	平成26年度		27年度		28年度			29年度			30年度			
	上期	下期	上期	下期	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月		10~12月	1~3月	
中核市移行手順			○6/10 市長が中核市意向表明 ○中核市移行推進本部、幹事会設置		○12月保健所設置基本構想策定 保健所施設(駅南庁舎活用、暫定施設)検討	国提出資料作成(県・市)	事前協議(総務省(厚労省))	○2月:中核市移行申請書提出 →3月:議決	○4月:県知事へ中核市移行申請書提出 ○7月:国へ指定を求める申出 ○条例案審議 ○予算案審議 ○連携協約同意協議	○4月:県知事へ中核市移行申請書提出 ○7月:国へ指定を求める申出 ○条例案審議 ○予算案審議 ○連携協約同意協議	○5月:中核市指定の同意議案の提出 →6月:議決	○7月:中核市指定の同意	◆11月頃 政令指定	
	鳥取市(市議会)													
鳥取県(県議会)														
市保健所														
職員体制														
人材育成														
県・市協議会(PT・部会)	①8/4	②11/18 ③3/19	④8/4	⑤4/19 ⑥8/30	⑦2月予定									
保健所あり方検討														
広報・周知														

市議会 全員協議会 資料	
月 日	平成28年12月2日
担当課	総務部 中核市推進局 健康・子育て推進局 保健所準備室

中核市移行に係る進捗状況について

来年1月に行われる予定の国（総務省・厚生労働省）のヒアリング資料をベースに、これまでに県と市で協議・調整してきた事項、現段階で市で検討・準備を行っている事項、今後の調整が必要な事項などについて報告します。

記

	〔資料ページ〕
1 国（総務省・厚生労働省）ヒアリング項目	2
2 中核市移行に係る経緯	3
3 移譲事務等の概要	8
4 例規整備の概要	11
5 施設等の整備計画	13
6 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保	18
7 市財政への影響（推計）	22
8 今後のスケジュール	24
9 住民周知・広報の取り組み	26

1 国（総務省・厚生労働省）ヒアリング項目

○ 総務省ヒアリング資料項目

【共同作成分】

- 1 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要
- 3 事務処理体制及び人員に関する調べ
- 4 中核市に係る事務の特例の項目数

【市分】

- 1 中核市要件調書
- 2 移行後の組織、移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 3 移行に係る職員数増減見込み
- 4 今後の定員管理等、給与の適正化等の取組、勤務条件
- 5 中核市移行に伴う市財政への影響、財政収支

【県分】

- 1 当該市の行財政状況等
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響

○ 厚生労働省ヒアリング資料項目（保健所政令市移行に係る提出資料）

【共同作成のみ】

- 1 政令市移行の概要（移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針）
- 2 移行に経緯と今後のスケジュール
- 3 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- 4 移行についての都道府県の見解
- 5 移行に伴う施設等整備計画（保健所の整備方針、関連施設の整備計画）
- 6 移行に伴う組織の見直し概要（組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照）
- 7 移行時の保健所の職員の配置計画
- 8 県内の保健所配置状況の比較
- 9 移譲事務等の概要

2 中核市移行に係る経緯

【これまでの経緯（平成28年度）】

（●県（協議会等）関係 ◆市議会関係 ◎市（推進本部等）関係）

時 期	中核市移行準備等
4月1日	<p>中核市移行推進に向けた組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中核市推進監」を「中核市推進局」とし、職名としての「中核市推進監（部長級）」を「局長（部長級）」に、同局「参事（課長級）」を「局次長（課長級）」に変更 <p>●鳥取県に保健師1名を研修派遣。鳥取県より人事交流として保健師1名の派遣を受ける。</p> <p>市報：4月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑨「中核市になるとどう変わる？ [保健衛生分野③]」
4月5日	<p>新規採用職員研修において中核市移行に関する概要説明</p> <p>県東部庁舎に係る事務打ち合わせ</p>
4月7日	◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第12回〕
4月13日	◎鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（例規整備WG）〔第2回〕
4月14日	●保健所の設置準備に係る進捗状況及び今後の予定に関する意見交換（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）
4月15日	◎鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（電算システムWG）〔第5回〕
4月18日	市：政策推進会議（鳥取市保健所の暫定施設の整備について）
4月19日	●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第5回〕
4月28日	茅ヶ崎市視察（中核市推進局、保健所準備室）
5月1日	<p>市報：5月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑩「中核市になるとどう変わる？ [保健衛生分野④]」
5月26、27日	<p>鳥取市の中核市移行 職員研修会 開催（於：人権交流プラザ 約500名参加）</p> <p>(1) 講演 演題 「中核市移行と新たな広域連携」 講師 総務省 自治行政局 市町村課 課長補佐 木本光彌 氏</p> <p>(2) 鳥取市の取り組み説明</p>
5月31日	●保健所（暫定施設）の整備に係る意見聴取

(東部福祉保健事務所)

- 6月1日 市報：6月号による広報
・中核市お知らせコーナー⑩「中核市になるとどう変わる？[保健衛生分野⑤]」
- 6月3日 ◎鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（電算システムWG）〔第6回〕
- 6月10日 ◆鳥取市議会全員協議会
(6月議会
本会議)
・中核市移行に係る進捗状況について
- 6月21日 ●県市文教会（教職員研修関係）関係者打ち合わせ会議
- 6月27日 市：政策推進会議（鳥取市保健所（暫定施設）の整備方針について）
◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第13回〕
- 7月1日 市報：7月号による広報
・中核市お知らせコーナー⑪「中核市移行へ向けた具体的なスケジュール」
地域づくり懇談会〔倉田地区〕にて概要説明
- 7月5日 ●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議
- 7月6日 地域づくり懇談会〔醇風地区〕にて概要説明
- 7月7日 ●保健所（駅南庁舎）の整備に係る意見聴取
（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）
- 7月8日 地域づくり懇談会〔城北地区〕にて概要説明
- 7月12日 地域づくり懇談会〔大和地区〕にて概要説明
- 7月13日 ●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議（情報・通信関係）
- 7月15日 地域づくり懇談会〔瑞穂地区〕にて概要説明
- 7月20日 地域づくり懇談会〔成器地区〕にて概要説明
- 7月21日 ◎中核市移行調整状況等の各課等ヒアリング（～7/27）
- 7月22日 地域づくり懇談会〔富桑地区〕にて概要説明
- 7月25日 「東部生活環境事務所関係団体連絡会」で中核市移行概要説明

7月29日	地域づくり懇談会〔中郷地区〕にて概要説明
8月1日	市報：8月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑬「中核市になるとどう変わる？〔環境分野①〕」
8月2日	地域づくり懇談会〔米里地区〕にて概要説明
8月4日	奈良市視察（駅南庁舎健康・子育て機能検討WGほか）
8月5日	地域づくり懇談会〔松保地区〕にて概要説明 「ミニのぼり旗」を市の窓口等に設置
8月9日	地域づくり懇談会〔国英地区〕にて概要説明
8月17日	地域づくり懇談会〔大正地区〕にて概要説明
8月19日	地域づくり懇談会〔明德地区〕にて概要説明
8月23日	地域づくり懇談会〔豊実地区〕にて概要説明
8月26日	地域づくり懇談会〔湖山西地区〕にて概要説明
8月30日	●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第6回〕 地域づくり懇談会〔美保南地区〕にて概要説明
8月31日	保健所（暫定施設：さざんか会館）整備に関する説明（→社協・ボラセン）
9月1日	市報：9月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑭「中核市になるとどう変わる？〔環境分野②〕」
9月2日 (9月議会 本会議)	◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について
9月20日	●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議
9月29日	◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第14回〕
10月1日	市報：10月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑮ 「中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野①〕」
10月4日	地域づくり懇談会〔浜村地区〕にて概要説明

10月11日	●鳥取市の中核市移行に係る県・市・4町行政担当者意見交換会 (生活・環境部門)
10月12日	●鳥取市の中核市移行に係る県・市・4町行政担当者意見交換会 (福祉・保健・医療部門) 地域づくり懇談会〔修立地区〕にて概要説明
10月14日	地域づくり懇談会〔東郷地区〕にて概要説明
10月15日	●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(八頭町) ※ 県主催(市も同席)
10月19日	●中核市移行後の災害医療救護に関する担当者意見交換会
10月21日	市長定例記者会見：中核市移行に向けての動き～中核市移行シンポジウムの開催
10月24日	●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(岩美町) ※ 県主催(市も同席)
10月25日	●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(智頭町) ※ 県主催(市も同席)
10月29日	●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(若桜町) ※ 県主催(市も同席)
11月1日	市報：11月号による広報 ・特集：中核市移行をめざして ・中核市お知らせコーナー⑩ 「中核市になるとどう変わる？[都市計画・まちづくり分野②]」
11月4日	地域づくり懇談会〔青谷地区〕にて概要説明
11月4,5日	ケーブルテレビによる広報 ・「中核市をめざして」
11月7日	◎鳥取市中核市移行推進本部〔第11回〕
11月8日	東部医師会にて概要説明 地域づくり懇談会〔鹿野地区〕にて概要説明
11月10日	松江市視察(中核市推進局、保健所準備室)
11月11日	地域づくり懇談会〔宮下地区〕にて概要説明
11月15日	鳥取市政顧問会にて概要説明

	地域づくり懇談会〔西郷地区〕にて概要説明
11月16日	●職員組織等に関する意見交換会
11月18日	地域づくり懇談会〔社地区〕にて概要説明
11月19日	F.M.鳥取(RADIO BIRD)による広報 ・鳥取シティトーク 中核市への移行と保健所の設置
11月22日	地方創生・地域経済対策協議会にて概要説明 地域づくり懇談会〔千代水地区〕にて概要説明
11月24日	鳥取市「中核市移行シンポジウム」開催(於:鳥取市民会館 約350名参加) (1) 基調講演 演題 「中核市移行と地方の未来」 講師 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏 (2) パネルディスカッション テーマ「中核市移行とまちの未来」
11月25日	地域づくり懇談会〔佐治地区〕にて概要説明
11月29日	地域づくり懇談会〔賀露地区〕にて概要説明
12月1日	市報:12月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑱ 「中核市になるとどう変わる?〔教育分野①〕」
12月2日 (12月議会 本会議)	◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について

3 移譲事務等の概要

中核市へ移行することにより、市は県から約2,600事務の移譲を受けます。

また、中核市は保健所の設置が義務付けられますが、医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図ること、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう、県から委託を受けて連携実施します。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数（H28.11.1現在）

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区分	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	
市分							
法定事務	527	772	246	82	27	43	1,697
関連事務	96	468	64	30	0	6	664
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	623	1,361	419	112	27	49	2,591
4町分							
法定事務	194	775	239	0	0	27	1,235
関連事務	91	468	64	0	0	6	629
県単独事業	0	121	107	0	0	0	228
計	285	1,364	410	0	0	33	2,092

※ 法令等の条項数により項目数を整理したもの。

※ 「法定事務」には、法令上、中核市の権能となる事務、「関連事務」には知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※ H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整した項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数 平成28年11月1日現在
2,213事務 ⇒ 2,591事務

【主な増減の理由】

- ・保健所長権限の事務（法定上保健所を経由する事務を含む）を整理追加
- ・法改正により新たに中核市の権能となったもの（H30.4までに施行されるものを含む）
（児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）
- ・国（総務省・厚労省）の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの
（社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母体保護法、私立学校法、食品表示法など）

(2) 県から市、市から県への事務の委託等 県市間で調整中

- ア 県から市への委託
- ・ 県東部 4 町に係る保健所業務
- イ 市から県への委託
- ・ 衛生環境研究所における検査
 - ・ 教職員研修（専門性の高いもの）等

(3) 主な業務と取扱実績 (H27 年度)

各行政分野における主な業務と平成 27 年度の県における取扱実績等(市及び 4 町に関わるものの件数) は次のとおりです。

ア 民生行政分野

主な業務	取扱実績等
身体障害者手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳の交付 (再交付を含む) 市 555 件 4 町 (144 件) ・ 手帳の返還及び返還命令 市 520 件 4 町 (154 件) ・ 手帳交付者の居住地変更届受理 市 240 件 4 町 (28 件)
障害福祉サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定 市 13 件 4 町 (2 件)
母子父子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金の貸付 市 14 件 ※4 町県実施 (2 件)
小児慢性特定疾患医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児慢性特定疾患医療費の給付対象者 市 196 人 4 町 (31 人)
老人福祉施設の設置認可・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービスセンター等の届出事項の変更受理 市 246 件 4 町 (24 件) ・ 有料老人ホーム設置及び変更の届出 市 6 件 ※4 町県実施 (3 件)
介護サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護サービス事業者の指定 市 34 件 4 町 (1 件)
生活保護医療機関等の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の指定 市 86 件 ※4 町県実施 (9 件) ・ 指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 市 847 件 ※4 町県実施 (62 件) ・ 指定介護機関の指定 市 42 件 ※4 町県実施 (3 件)
社会福祉審議会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の開催 年 2 回 (県全体)
民生委員児童委員の定数の決定・推薦・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣への民生委員の推薦 市 6 件 ※4 町県実施 (2 件) ・ 民生委員指導訓練の実施、活動費支払 市 516 件 ※4 町県実施 (170 件)

イ 保健衛生分野

主な業務	取扱実績等
感染症の予防・感染症の患者に対する医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断の勧告及び実施 市 317 件 4 町 (70 件) ・ 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市 13 件 4 町 (5 件) ・ 結核患者の医療費に係る費用の負担 市 36 件 4 町 (13 件)
難病医療費の助成申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病医療費の給付対象者 市 1, 364 人 4 町 (304 人)
精神保健・精神障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談指導 市 442 件 4 町 (331 件) ・ 措置の決定・措置入院の通知 市 16 件 4 町 (1 件) ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付 市 1, 279 件 4 町 (199 件)

医事・薬事に係る許可・立入検査	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の立入検査 東部全体 45 件 薬局開設の許可、更新許可 市 15 件 4 町 (2 件) 毒物劇物販売業者の立入検査 東部全体 65 件
食品営業施設の許可、監視指導	<ul style="list-style-type: none"> 食品営業施設等の許可 市 818 件 4 町 (153 件) 食品営業施設等の監視指導 東部全体 2,869 件
食品表示適正化指導	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等 市 90 件 4 町 (23 件)
環境衛生施設の監視・検査	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業 (78 件)、興行場 (1 件)、公衆浴場 (19 件)、理容所 (16 件)、美容所 (27 件)、クリーニング所 (11 件)、温泉利用施設 (38 件)、源泉 (59 件)、飲料水施設 (114 件)、ビル管登録事務所 (10 件)
狂犬病予防・動物愛護	<ul style="list-style-type: none"> 犬・猫の引取り 東部全体 245 件 未登録犬の捕獲 東部全体 58 件 負傷動物の収容 東部全体 29 件

ウ 環境行政分野

主な業務	取扱実績等
一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処分量の許可 東部全体 7 件 処理施設、排出事業所等に対する立入検査 東部全体 1,098 件
ばい煙発生施設の届出受理・立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の設置の届出の受理 市 3 件※4町実績なし ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 市 21 件※4町実績なし
大気汚染等の常時監視	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視

エ 都市計画・建設行政分野

主な業務	取扱実績等
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	<ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者向け住宅の登録 市 3 件※4町県実施(なし) サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 市 9 件※4町県実施(なし)
建設資材の再資源化に関する立入検査	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事現場等への立入検査 H27 実績なし
屋外広告業者の登録・指導・監督	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告業者の登録の義務づけ 県全体 80 件 屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 H27 実績なし

オ 文教行政分野

主な業務	取扱実績等
小中学校県費負担教職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修、10年目研修、専門研修等の実施
重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財の現状変更等の許可 H27 実績なし 文化財である埋蔵物の提出受理等 市 18 件※4町県実施(なし)

4 例規整備の概要

中核市移行に伴い、基準、手続等必要な事項を定めるため、次の例規の整備を行います。
 条例制定・改廃の議案は、平成 29 年 12 月議会を予定します。

No.	条例・規則等の名称	区分		新規・改正 の区別	関連法令	市担当課
		条例	規則等			
1	鳥取市小児慢性特定疾病審査会条例	○		新規	児童福祉法	児童家庭課
2	鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例	○		新規	児童福祉法	児童家庭課
3	鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例施行規則		○	新規	児童福祉法	児童家庭課
4	鳥取市社会福祉審議会条例	○		改正	児童福祉法、民生委員法、身体障害者福祉法、社会福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	児童家庭課、障がい福祉課等
5	鳥取市民生委員定数条例	○		新規	民生委員法	障がい福祉課
6	鳥取市保護施設の設備及び運営に関する条例	○		新規	生活保護法	生活福祉課
7	鳥取市保護施設に関する条例施行規則		○	新規	生活保護法	生活福祉課
8	鳥取市軽費老人ホームに関する条例	○		新規	社会福祉法(老人福祉法)	高齢社会課
9	鳥取市軽費老人ホームに関する条例施行規則		○	新規	社会福祉法(老人福祉法)	高齢社会課
10	鳥取市婦人保護施設に関する条例	○		新規	社会福祉法(売春防止法)	児童家庭課
11	鳥取市婦人保護施設に関する条例施行規則		○	新規	社会福祉法(売春防止法)	児童家庭課
12	鳥取市社会福祉法施行細則		○	改正	社会福祉法	高齢社会課
13	鳥取市介護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	○		新規	老人福祉法	高齢社会課
14	鳥取市介護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例施行規則		○	新規	老人福祉法	高齢社会課
15	鳥取市特別会計条例	○		改正	母子及び父子並びに寡婦福祉法、	行財政改革課
16	鳥取市母子父子寡婦福祉資金等貸付規則		○	新規	母子及び父子並びに寡婦福祉法、	児童家庭課
17	鳥取市障害福祉サービス事業に関する条例	○		新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
18	鳥取市障害福祉サービス事業に関する条例施行規則		○	新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
19	鳥取市障害者支援施設に関する条例	○		新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
20	鳥取市障害者支援施設に関する条例施行規則		○	新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
21	鳥取市地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例	○		新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
22	鳥取市地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則		○	新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
23	鳥取市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則		○	改正	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
24	鳥取市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則	○		新規 (制定検討)	鳥取市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	障がい福祉課
25	鳥取市身体障害者福祉法施行細則		○	新規 (制定検討)	鳥取県身体障害者福祉法施行細則	障がい福祉課
26	鳥取市居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例	○		新規	介護保険法	高齢社会課
27	鳥取市居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則		○	新規	介護保険法	高齢社会課
28	鳥取市指定介護療養型医療施設に関する条例	○		新規	介護保険法	高齢社会課
29	鳥取市指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則		○	新規	介護保険法	高齢社会課
30	鳥取市居宅介護支援事業に関する条例	○		新規	介護保険法	高齢社会課
31	鳥取市居宅介護支援事業に関する条例施行規則		○	新規	介護保険法	高齢社会課
32	鳥取市介護保険施設に関する条例	○		新規	介護保険法	高齢社会課
33	鳥取市介護保険施設に関する条例施行規則		○	新規	介護保険法	高齢社会課
34	鳥取市食品衛生条例	○		新規	食品衛生法	保健所準備室
35	鳥取市食品衛生条例施行規則		○	新規	食品衛生法	保健所準備室
36	鳥取市手数料条例	○		改正	食品衛生法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、死体解剖保存法、整容師法、化粧場等に関する法律、医療法、クリーニング業法、狂犬病予防法、毒物及び劇物取締法、と畜場法、美容師法、臨床検査技師等に関する法律に基づく事務、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、浄化槽法、使用済み自動車の再資源化等に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律、温泉法、屋外広告物法	保健所準備室、生活環境課等

37	鳥取市興行場法施行条例	○		新規	興行場法	保健所準備室
38	鳥取市旅館業法施行条例	○		新規	旅館業法	保健所準備室
39	鳥取市公衆浴場法施行条例	○		新規	公衆浴場法	保健所準備室
40	鳥取市感染症審査協議会条例	○		新規	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	中央保健センター
41	鳥取市保健所条例	○		新規	地域保健法	保健所準備室
42	鳥取市理容師法施行条例	○		新規	理容師法	保健所準備室
43	鳥取市化粧場等に関する法律施行条例	○		新規	化粧場等に関する法律	生活環境課
44	鳥取市化粧場等に関する法律施行細則		○	改正	化粧場等に関する法律	生活環境課
45	化粧場等に関する法律第9条第5項において準用する同法第5条第4号の規程に基づく衛生条必要な措置を定める条例	○		原法に施行条例に規定するが抜粋中	化粧場等に関する法律	生活環境課
46	鳥取市医療法施行条例	○		新規	医療法	保健所準備室
47	(鳥取市クリーニング業法施行条例)	○		市独自でクリーニング営業所の設置基準を設ける場合	クリーニング業法	保健所準備室
48	鳥取市美容師法施行条例	○		新規	美容師法	保健所準備室
49	鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	○		新規	浄化槽法	下水道経営課
50	鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則		○	新規	浄化槽法	下水道経営課
51	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例	○		新規	動物の愛護及び管理に関する法律	生活環境課
52	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則		○	新規	動物の愛護及び管理に関する法律	生活環境課
53	鳥取市狂犬病予防法施行細則		○	改正	狂犬病予防法	生活環境課
54	鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	○		新規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境課
55	鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則		○	新規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境課
56	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	○		改正	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境課
57	鳥取市屋外広告物条例	○		改正	屋外広告物法	都市環境課
58	鳥取市屋外広告物条例施行規則		○	改正	屋外広告物法	都市環境課
59	鳥取市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要綱		○	新規	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務	建築住宅課
60	鳥取市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	○		新規	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童家庭課
61	鳥取市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則		○	新規	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童家庭課
62	鳥取市幼保連携型認定こども園審議会条例	○		新規	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童家庭課
	合計	38	28			

(注) 上記以外に、これらの条例の制定又は改廃に関連する既存の条例の改正や、事務分掌、人事・給与、服務等に関する条例の制定又は改正を検討しています。

5 施設等の整備計画

中核市移行後、危機管理等を含めて県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、移行後も同様のサービスが行えるよう、必要な施設、設備の整備を行います。

(1) 東部圏域の保健所の体制

〔参考〕鳥取県の保健所の管轄区域

【 現 行 】

〔鳥取県〕

保健所	職員数 (人)	管轄市町村
鳥取 保健所	88 (74)	鳥取市、 岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町
倉吉 保健所	68 (58)	倉吉市、三朝町、湯梨 浜町、琴浦町、北栄町
米子 保健所	101 (86)	米子市、境港市、日吉 津村、大山町、南部町、 伯耆町、日野町、江府 町

【鳥取市中核市移行後 H30.4~】

〔鳥取市〕

保健所	職員数 (人)	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
鳥取市 保健所	約60	232,669/ 1,518.22	鳥取市 (岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町) ※ 県から4町に 係る保健所業 務を受託実施

市本庁業務

老人福祉施設・児童福祉施設等の指導監査、母子・
父子・寡婦福祉資金業務、環境行政・廃棄物行政
等

〔鳥取県〕

(県本庁)

身体障害者・知的障害者更生相談所業務、児童
福祉施設(保育所等)の指導監査、自然公園許認
可などの業務

倉吉 保健所	68 (58)	104,367/ 780.43	同左 (1市4町)
米子 保健所	101 (86)	236,612/ 1,208.40	同左 (2市6町 1村)

※ 県保健所の職員数は、H28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段()は、建築住宅課職員を除いた職員定数。

※ H30.4~の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※ 人口は、H27.10.1国勢調査結果(速報値)。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の数値。

(2) 保健所の整備

鳥取市の保健所は駅南庁舎を活用して整備します。

中核市移行(平成30年4月)から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する(平成32年3月頃)までの約2年間(暫定期間)は、暫定施設において運営を行います。

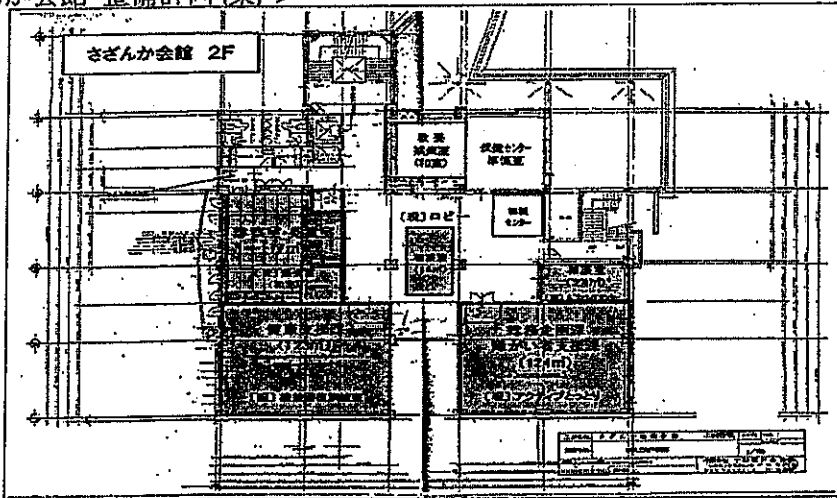
<暫定施設>

暫定期間の保健所は、現在の東部福祉保健事務所の業務は「さざんか会館」において運営し、東部生活環境事務所の業務は現在と同様、県東部庁舎において運営します。

部 門	現 行 (~H30.3月)	暫定期間 (H30.4月~H32.3月頃)	本格稼働 (H32.4月頃~)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎(立川)	

※ 暫定期間は、市が県東部庁舎(現東部生活環境事務所部分)を賃貸

<さざんか会館 整備計画(案)>



(3) 駅南庁舎の活用

保健所の施設は、「鳥取市保健所設置基本構想」(平成27年12月策定)に基づき、施設利用者の交通の利便性や駐車場の確保とともに、保健センターや子育て支援部門の配置に必要な施設規模を確保できること、また、鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)や鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)など周辺の福祉関連施設や、鳥取県東部医師会、鳥取県東部歯科医師会、鳥取県薬剤師会東部支部等関係機関との連携が図れること、さらに、施設整備に必要な経費抑制の観点等から、駅南庁舎を活用して整備します。

<鳥取市保健所等(駅南庁舎)整備 基本コンセプト>

駅南庁舎は、「健康づくりと子育て支援の総合拠点」と位置づけ、必要な機能を配置してサービスの向上を図ります。

① 各機能の適切な配置

- ・ 1階に「健康づくりと子育て支援の総合窓口」、執務スペースを集約し配置します。
- ・ 窓口と執務スペースは、オープンフロアを基本とします。
- ・ 相談や各種検査の来庁者のプライバシーに最大限配慮したレイアウト、導線とします。

② 住民サービス機能の強化

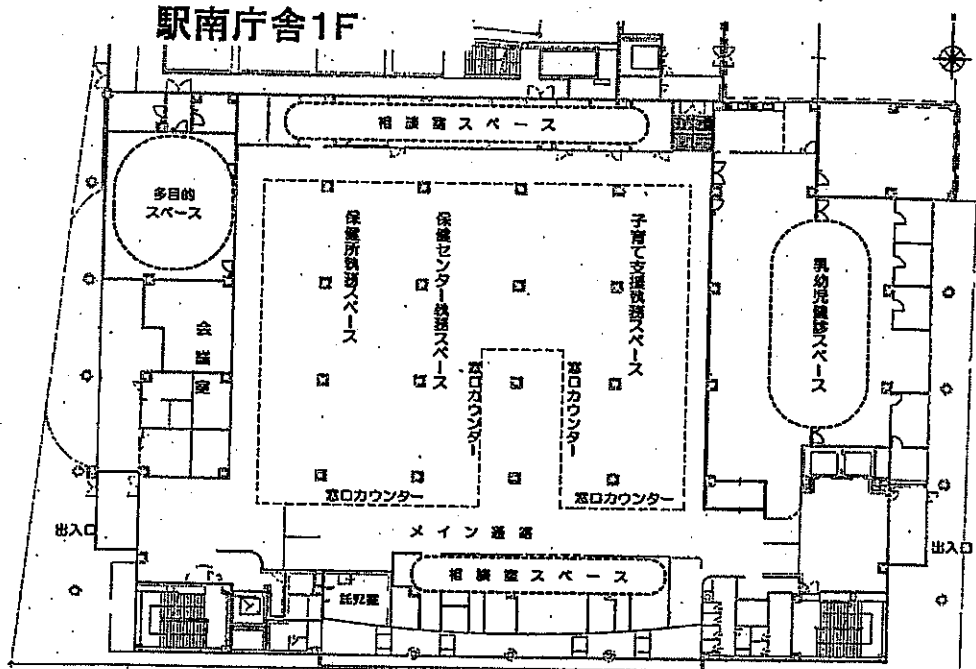
- ・ 託児室を設けます。
- ・ 相談室、会議室、多目的スペースを増やします。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を導入します。

③ 快適で機能的なオフィス環境の整備

- ・ スペースのスタンダード化(標準化)を行います。
- ・ 今後の人員増減など変動要素にも十分配慮します。

・あらゆるスペースの共有化、集約化により、各機能の連携の向上を図ります。

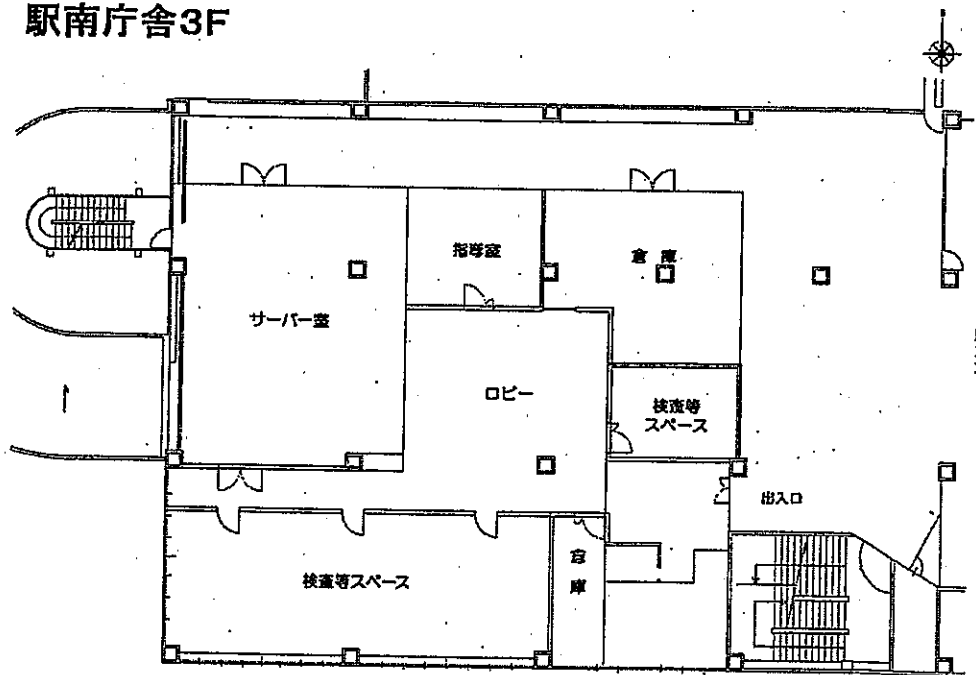
＜駅南庁舎のレイアウト(案)＞



- (1) 東西の出入口を真っ直ぐなメイン通路で結び、通路に沿って窓口カウンター、相談室等を配置することで、視認性の高い窓口配置とします。
- (2) メイン通路とその他の通路を回廊で接続し、プライバシーに配慮すべき機能をメイン通路から離れた目立たない位置に配置します。
- (3) 回廊の内側に保健所、保健センター、子育て支援の3つの機能の窓口、執務スペースを配置します。
- (4) 回廊の外側(東側)に乳幼児遊戯スペースを配置し、防音壁で遮断することで窓口や執務スペースに求められる静粛性に配慮します。
- (5) 回廊の外側(北西側)に多目的スペースを配置します。
- (6) 現在の駅南庁舎にある託児室を引き続き配置します。

※レイアウトは、詳細な設計後の中で変更する可能性があります。

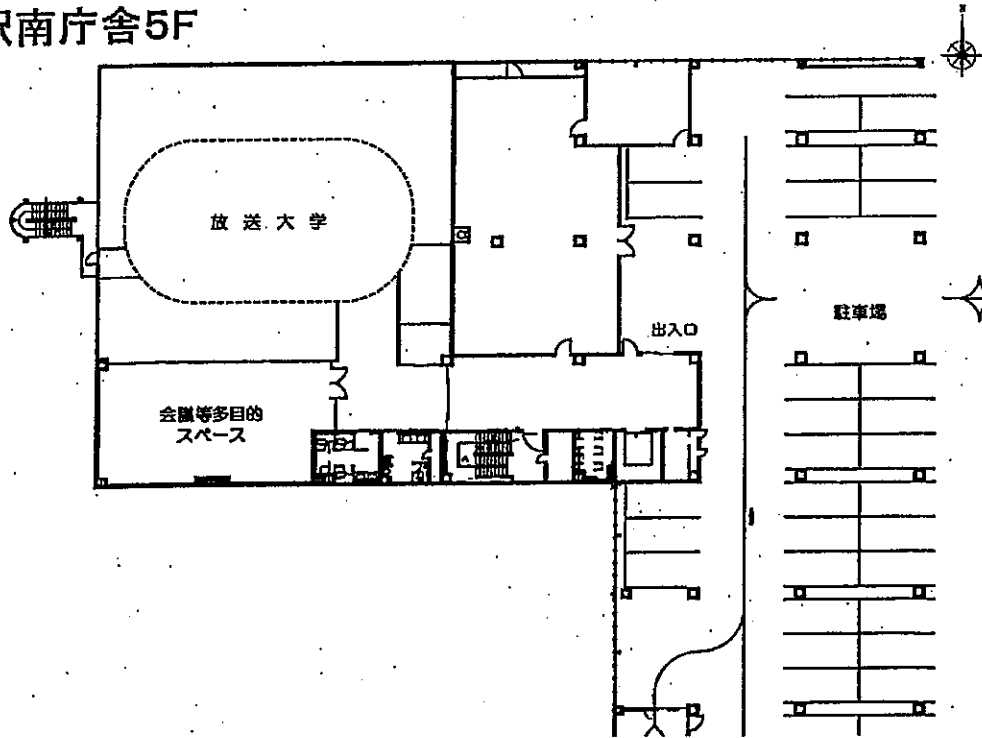
駅南庁舎3F



- (1) 主に駐車場とします。
- (2) 北東側に各種検査室、倉庫等を配置します。
- (3) 現在の駅南庁舎にあるサーバー室を引き続き設置します。

※レイアウトは、詳細な設計後の中で変更する可能性があります。

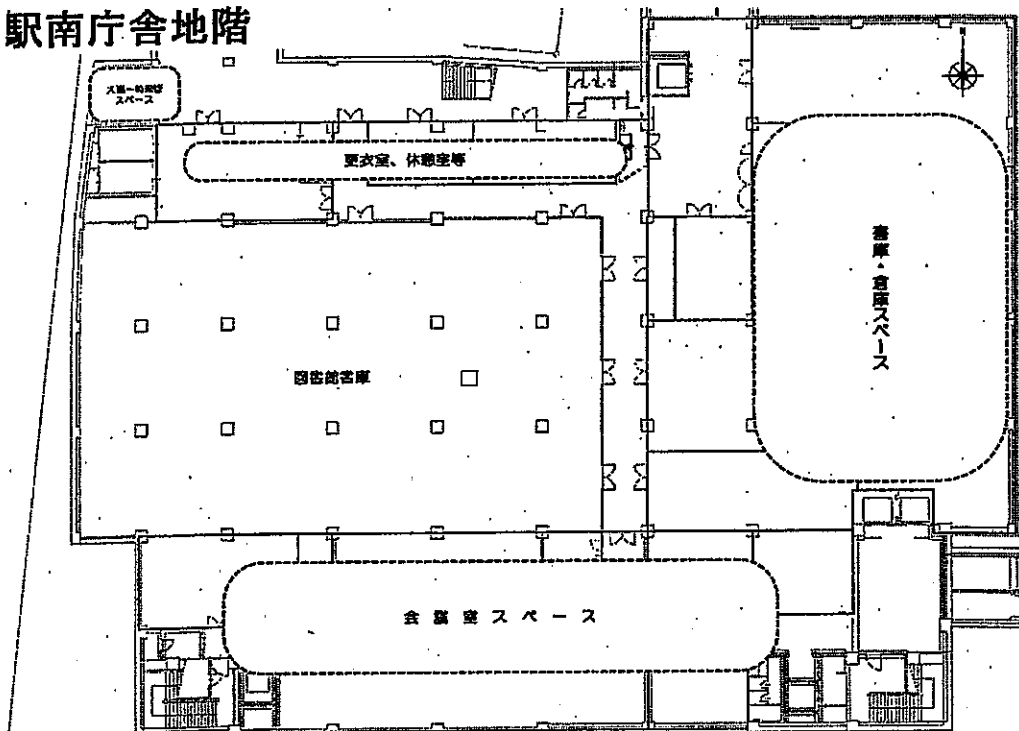
駅南庁舎5F



- (1) 主に駐車場とします。
- (2) 北京側に放送大学を配置します。(現在と同じ)
- (3) 放送大学に隣接する位置に会議等で使用する多目的スペースを配置します。

※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

駅南庁舎地階



- (1) 会議室、書庫、倉庫、更衣室、休憩室等を配置します。(現在と同じ)
- (2) 現在の会議室の1部をボランティア団体及び子育てサークルの活動スペースとします。
- (3) 北西側の犬走りに犬猫一時保管スペースを配置します。

※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

(4) 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託します。

(5) 犬の抑留等施設

犬管理所(松並町3丁目)及びその施設内の備品等については、県から譲渡を受けます。

(6) 試験・検査備品等

次のア～オについては、可能なものについて県から譲渡又は貸与を受けます。

ア 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。(県への行政財産使用許可、備品譲渡)

イ 検査機器(血液検査用遠心分離機、画像ビューワシステム、PHメーター、CO濃度計など)

ウ 業務関連備品(医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品)

エ 事務什器(事務机・椅子・ロッカー等で県において引き続き使用するものを除く)

オ 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品(医薬品を含む)

(7) 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行います。(県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。)

6 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

ウ 職員の派遣及び人事交流

中核市移行後も、当面の間、県から専門職を中心とした職員派遣等人的支援を受けるとともに、少数職種（獣医師、薬剤師など）の専門人材確保に努めながら県・市間の人事交流を行う。

(1) 配置する職員数

保健所配置予定職員数 約60人（うち正職員約50人）

本庁配置職員数 約30人（うち正職員約25人）

県から派遣を受ける職員数（平成30年4月1日時点） 約50人

(2) 配置する正職員の職種及び職員数（見込み）

職 種	人 員	対 応 業 務
医師	1	保健所長
放射線（X線）技師	(1)	病院等の立ち入り検査における医療監視等
保健師	16	健康危機管理、感染症、難病、精神保健等
薬剤師	4	医事・薬事に関する許可、立ち入り検査等
獣医師	4	狂犬病予防、動物愛護等
管理栄養士	1	食育、栄養改善等
歯科衛生士	1	歯科保健
衛生技師	15	環境衛生施設の監視・検査、食品営業施設の監視指導 （環境衛生指導員、食品衛生監視員）等
指導主事	2	教職員研修の実施
事務	31	庶務、業務管理等

※ 放射線（X線）技師は、鳥取県との併任による配置を検討中。

(3) 移行後の組織体制(案)

(※ 変更箇所。人数は非常勤職員を含む。)

現 行	移行後(保健所暫定期間)
<p><u>福祉保健部 (180人)</u></p> <p>部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>高齢社会課 (25人)</u> — <u>地域包括ケア推進課 (12人)</u> — <u>鳥取中央地域包括支援センター (16人)</u> — <u>鳥取こやま地域包括支援センター (9人)</u> — <u>鳥取南地域包括支援センター (4人)</u> — <u>鳥取西地域包括支援センター (6人)</u> — <u>障がい福祉課 (17人)</u> — <u>生活福祉課 (41人)</u> — <u>保険年金課 (49人)</u> — <u>健診推進室 (13人) *再掲</u> 	<p><u>福祉保健部 (177人)</u></p> <p>部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>高齢社会課 (22人)</u> — <u>地域包括ケア推進課 (12人)</u> — <u>鳥取中央地域包括支援センター (16人)</u> — <u>鳥取こやま地域包括支援センター (9人)</u> — <u>鳥取南地域包括支援センター (4人)</u> — <u>鳥取西地域包括支援センター (6人)</u> — <u>障がい福祉課 (17人)</u> — <u>生活福祉課 (41人)</u> — <u>保険年金課 (36人)</u> — <u>(仮称) 指導監査課 (13人)</u>
<p><u>健康・子育て推進局 (83人)</u></p> <p>局長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>保健医療福祉連携課 (5人)</u> — <u>保健所準備室 (5人) *再掲</u> — <u>児童家庭課 (27人)</u> — <u>中央保健センター (34人)</u> — <u>こども発達・家庭支援センター (16人)</u> 	<p><u>(仮称) 健康子育て部 (156人)</u></p> <p>部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>保健医療福祉連携課 (5人)</u> — <u>児童家庭課 (30人)</u> — <u>中央保健センター (34人)</u> — <u>健診推進室 (13人)</u> — <u>こども発達・家庭支援センター (16人)</u> — <u>保健所 (1人)</u> — <u>総務企画課 (6人)</u> — <u>障がい者支援課 (10人)</u> — <u>健康支援課 (24人)</u> — <u>生活安全課 (16人)</u>
<p><u>環境下水道部 (70人)</u></p> <p>部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>下水道企画課 (20人)</u> — <u>下水道管理室</u> — <u>下水道経営課 (19人)</u> — <u>下水道建設課 (12人)</u> — <u>生活環境課 (18人)</u> 	<p><u>環境下水道部 (85人)</u></p> <p>部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>下水道企画課 (20人)</u> — <u>下水道管理室</u> — <u>下水道経営課 (19人)</u> — <u>下水道建設課 (12人)</u> — <u>生活環境課 (22人)</u> — <u>(仮称) 環境・循環推進課 (11人)</u>
<p><u>教育委員会事務局 (97人)</u></p> <p style="text-align: right;">※ 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>学校教育課 (20人)</u> — <u>教育センター (4人)</u> 	<p><u>教育委員会事務局 (102人)</u></p> <p style="text-align: right;">※ 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>学校教育課 (20人)</u> — <u>教育センター (9人)</u>

(4) 研修の状況及び研修計画

① 人事交流(相互派遣)及び職員研修計画

- ・平成 28 年度から保健師 1 名の人事交流を実施

市から県(東部福祉保健事務所)へ派遣されている保健師(係長級)は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、H I V等の事務を担っている。

また、県から市へ派遣されている保健師(主事級)は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っている。

- ・長期派遣研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成 29 年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っている。

年度	派遣人員	(県)鳥取保健所への派遣先 (H29 は調整中)
28	1	健康支援課(保健師1)
29	6	福祉企画課(事務2)、環境・循環推進課(事務2)、生活安全課(事務1)、障がい者支援課(保健師1)

※平成 29 年度は、単年度での派遣人員及び派遣先(調整中)を掲載。

② 現場研修等の受入状況(随時)

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練参加、検査の立会等を行う。

<平成 27 年度>

- ・感染症(O26 エボラ・新型インフルエンザ)、DMAT 等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加(保健師含む 3~4 名/回)
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- ・空港災害対策(消火避難訓練ほか)、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加(保健師含む担当者出席)
- ・栄養改善、感染症、医事業務、結核・難病業務(1 月)、健康づくり、精神保健業務(2 月)の説明・勉強会(保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席)
- ・動物愛護管理担当(12 月)、食品担当(1 月)の業務概要説明(各 3 名受入)
- ・衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施(保健師含む計 14 名受入)

<平成 28 年度>

- ・医療機関の監視に同行(事務、保健師、管理栄養士)
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導(監査)への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所(局)担当者連絡会への参加
- ・障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会(8/4 開催)への参加(3 名)
- ・医療監視[県立中央病院 6/30](栄養士 1 名、事務 1 名参加)
- ・栄養改善業務勉強会[2 回: 6/13, 7/11](栄養士延べ 14 名参加)
- ・原子力防災訓練(船舶訓練)[8/28]
- ・衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言(技師 1 名、環境事業公社 1 名を含む計 4 名受入)

- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール(4月～)、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認(5月)への同行(2名程度/回)、警察との合同検問への参加(2名程度/回)
- ・許認可事務(旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等)の事務の流れ、業務内容(6月、2名)
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行(6月、2名)
- ・美容所の開設検査(現地確認)の同行(6月、1名)
- ・ビル管理者の登録申請検査(現地確認)の同行(6月、1名)
- ・簡易宿所の開設検査(現地確認)の同行(6月、7月、各1名)
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席(6月、2名)
- ・食品衛生責任者講習会への参加(6月、2名)
- ・食品衛生監視員研修会への参加(7月、1名)
- ・廃棄物処理施設(中間処理)の立入検査(現地確認)の同行(7月、3名)
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行(8月、2名)
- ・医療監視〔渡辺病院 8/23〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・医療監視〔鳥取産院 9/15〕(保健師1名参加)
- ・興行場検査(現地確認)の同行(10月、1名)
- ・石綿撤去現地検査の同行(10月、1名)
- ・医療監視〔鳥取赤十字病院 10/20〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・鳥取中部地震医療救護対策支部視察(10月、2名)
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13、10/19、11/24〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3〕
- ・原子力防災訓練(避難退域時検査)〔11/19〕
- ・医療監視〔生協病院 11/22〕(管理栄養士1名、事務1名参加)

③ 今後の予定(これまでの研修等の継続実施を含む)

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施(事前研修・打合せ含む)
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査(廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等)への同行

(4) 広域的な緊急時の対応(災害医療・健康危機管理・原発など)

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県(本庁、倉吉・米子保健所)と連携して、医療救護等の対応にあたります。

7 市財政への影響（推計）

（1）経費負担の考え方

事務区分／区域	鳥取市域分	東部4町分
法定移管事務 （自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの）	中核市の事務 （交付税措置）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
関連事務 （法、政省令等に基づく県の事務）	特例条例による移譲 （権限移譲交付金）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
自治事務（県単独事務） （県条例に基づく県の事務）	特例条例による移譲 （権限移譲交付金）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
県単独事務 （県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む）	県事務の受託 （県からの委託料・負担金）	県事務の受託 （県からの委託料・負担金）
自治事務（市単独事務）	中核市の事務 （交付税措置）	県実施

（2）財政影響額（平成28年11月末時点）

中核市移行に伴う財政影響額は次のとおり見込まれます。（県からの権限移譲交付金及び委託金により財源が確保される関連事務及び東部4町に係る受託業務等の経費を除く。）

【収支】

（単位：千円）

	影響額
歳入	811,000
歳出	811,000

※ 鳥取県における平成27年度決算額を元に、中核市移行後の事業費及び地方交付税の増額等を算出して試算したもの。

※ この財政影響額は、今後県から提供される情報の更新や制度改正等により、増減することがあります。

【歳入】

(単位：千円)

区分	影響額	主な内訳
地方交付税	820,000	・普通交付税 750,000 ・特別交付税 70,000
国庫支出金	72,000	・小児慢性特定疾病対策費 19,000 ・特定不妊治療費助成事業 25,000 ・障がい者地域生活支援事業 14,000
県支出金	△ 107,000	・生活保護費負担金(住所不定者) △ 38,000 ・児童措置費負担金 △ 24,000 (助産施設、母子生活支援施設等) ・隣保館運営事業 △ 25,000 ・事務処理特例交付金 △ 8,000
手数料等	26,000	・保健所関係手数料 (生活環境部門関係) 19,200 (福祉保健部門関係) 1,000 ・母子父子寡婦福祉資金償還金 6,000
合計	811,000	

【歳出】

(単位：千円)

区分	影響額	主な内訳
民生行政	195,000	・軽費老人ホーム運営費補助金 111,000 ・民生児童委員活動費補助 39,000 ・障がい者地域生活支援事業 29,000 (意思疎通支援事業)
保健衛生行政	176,000	・特定不妊治療費助成事業 49,000 ・小児慢性特定疾病対策費 38,000 ・動物愛護管理推進事業 11,000 ・結核予防対策事業 11,000 ・食品衛生指導事業 3,500 ・検査業務委託費 31,000 (食品検査、感染症検査等)
環境行政	27,000	・大気汚染防止対策事業 10,000 ・検査業務委託費 15,000 (廃棄物処理施設、ダイオキシン等)
文教行政	10,000	・教職員研修事務費 3,000 ・教職員研修業務委託費 7,000
その他	10,000	・包括外部監査委託費 10,000
人件費	393,000	・法定移譲事務、県単独事務及び保健所政令市事務における人件費(関連事務及び4町事務は除く)
合計	811,000	

【参考】県からの条例移譲・委託事務に係る経費(人件費含む)は、権限移譲交付金・委託料収入を充当

8 今後のスケジュール

地方自治法上の指定手続きを改めて確認。市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される。

(平成28年度) (◆市議会関係)

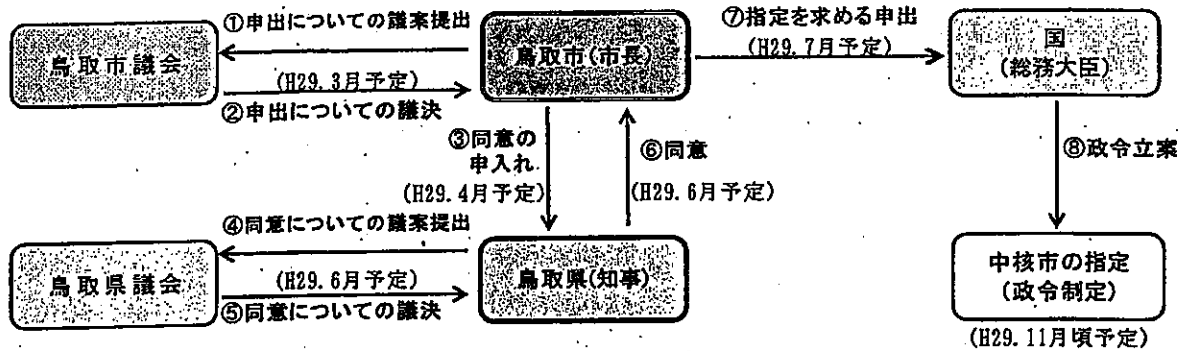
時期	中核市移行準備等
平成29年 1月頃	厚生労働省ヒアリング 総務省ヒアリング
2月 (2月議会)	◆市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出
3月	◆市議会が「中核市指定の申出」議案を審議し、議決(予定)

※ ヒアリング(総務省・厚生労働省)

県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう、市の組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続を迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

※ 中核市指定手続きの流れ

中核市の指定手続き



(平成29年度) (◆市議会関係)

時 期	中核市移行準備等
平成29年 4月	市議会での可決を経て 市長が県知事に「中核市指定に係る申出の同意」申入れ
5月	県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出
6月	県議会が「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決(予定)
	県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付
7月	市長が総務大臣に中核市指定を求める申出
11月頃	総務大臣が、中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
12月 (12月議会)	◆市長が市議会に中核市移行に関わる関係条例の制定・改廃議案を提出
平成30年 2月 (2月議会)	◆市長が市議会に中核市関連予算議案を提出
3月	県から市への事務引き継ぎ完了

(平成30年度)

時 期	中核市移行準備等
平成30年 4月	中核市に移行 (仮称)鳥取市保健所開設

9 住民周知・広報の取り組み

中核市制度について、市民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する広報に取り組んでいます。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況等に応じた広報・情報提供等を行います。

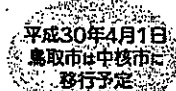
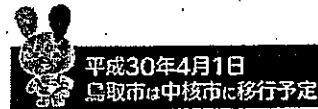
(1) パンフレットの作成・配布

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口に備え付け、来訪者へ配布するほか、地域づくり懇談会、関係機関・各種団体等への説明会・意見交換会などで配布しています。

（平成27年10月～）（鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードができます。）

(2) 「すご!うさぎ」の活用による広報

市役所の封筒、配布資料、職員の名刺などに表示することにより広報しています。（平成27年10月～）



(3) 懸垂幕による広報

市民・事業者とともに気運を醸成するため、第二庁舎へ設置しています。

（平成27年10月～）

(4) モニター（画像放映）による広報

市役所本庁舎・駅南庁舎の待合所のモニターへの画像放映により広報しています。

（平成27年11月～）

(5) 「ミニのぼり旗」による広報

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口に設置しています。金融機関（一部：県東部管内）の本店・支店などの窓口にも設置しています。（平成28年8月～）



(6) 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催（市民・市職員等約350名参加）

国（総務省・厚生労働省）ヒアリング（平成29年1月頃）へ向けた具体的な協議や、市議会へ中核市指定の申出議案の提出（平成29年2月頃）など、具体的な手続きを進めている中、市民の皆さまと長期的な視点に立って中核市『鳥取市』の将来像を考えようと開催しました。

〔日時〕 平成28年11月24日（木）午後2時から4時30分

〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○ 基調講演 「中核市移行と地方の未来」

講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○ パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

コーディネーター 公立鳥取環境大学 副学長 小林慎太郎 氏

パネリスト 鳥取市立病院地域医療総合支援センター長 足立誠司 氏

ゆうゆうとっとり子育てネットワーク代表 山田康子 氏

鳥取商工会議所青年部 直前会長 田中健志 氏

㈱鳥取銀行 ふるさと振興部長 入江 到 氏

鳥取市長 深澤義彦 氏

アドバイザー 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

(7) これまでの広報等の取り組み〔継続〕

① 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会（地区公民館単位の座談会）、関係機関・各種団体等への概要説明並びに意見交換会などを行っています。

② とっとり市報

特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を設けて広報しています。

号	内容
平成26年 7月号	鳥取市は「中核市」をめざします
平成27年 5月号	平成30年4月 鳥取市は「中核市」に
7月号	【特集】平成30年4月 鳥取市は「中核市」に
8月号	(1) 中核市をめざす背景
9月号	(2) 保健所の仕事と役割
10月号	(3) 県から市へ移譲される事務
11月号	中核市移行パンフレット(4P)折込 (4) 中核市『鳥取市』の誕生まで
12月号	(5) 中核市になるとどう変わる？〔福祉分野①〕 障害者手帳の交付をよりスムーズに、ほか
平成28年 1月号	(6) 中核市になるとどう変わる？〔福祉分野②〕 民生委員の人数決定ときめ細かな活動の展開、ほか
2月号	【特集】鳥取市が保健所を設置します (7) 中核市になるとどう変わる？〔保健衛生分野①〕 妊娠期からの母子保健サービスを一元化
3月号	(8) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野②〕 精神保健サービスの充実、ほか
4月号	(9) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野③〕 食の安全指導などを実施
5月号	(10) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野④〕 犬・猫などの動物愛護・管理のサービスを一元化
6月号	(11) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野⑤〕 衛生・環境に関するさまざまな届け出などを受付
7月号	(12) 中核市移行に向けた具体的なスケジュール 中核市移行職員研修会を開催
8月号	(13) 中核市になるとどう変わる？〔環境分野①〕 産業廃棄物に関する指導など市が担当します
9月号	(14) 中核市になるとどう変わる？〔環境分野②〕 大気汚染状況を監視し、情報提供します
10月号	(15) 中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野①〕 屋外広告業の登録を行います、ほか
11月号	【特集】中核市移行をめざして (16) 中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野②〕 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を行います
12月号	(17) 中核市になるとどう変わる？〔教育分野①〕 教職員の研修を市独自のカリキュラムで実施

③ 鳥取市公式ウェブサイト (※ 主なもの)

- 「前進！中核市へ」(動画：市長が紹介)
- 保健所の設置にあわせて「健康づくりと子育ての総合支援の拠点」の整備
- 中核市移行をめざす「懸垂幕」を設置しています
- 中核市移行『ミニのぼり旗』を設置しています
- 鳥取市の中核市移行 職員研修会を開催しました
- 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催！
- 山陰東部圏域の未来へ向かって発展するまち〔連携中枢都市圏〕
- 中核市への移行に関するQ&A
- 「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」「鳥取市中核市移行推進本部会議」「鳥取市保健所設置検討委員会」の会議資料 など

(8) 県東部4町における住民説明会

鳥取県では、東部地区4町(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)に係る保健所業務を市へ委託することについて、市及び各町と連携し、住民説明会を開催されました。

市の担当職員も出席し、説明・対応しました。

地域	会場	日時
岩美町	岩美町役場 3階大会議室	10月24日(月) 19:00~20:00
若桜町	若桜町公民館 集会室	10月29日(土) 13:30~14:30
智頭町	保健医療福祉総合センター ほのぼのひだまりホール	10月25日(火) 19:00~20:00
八頭町	郡家保健センター 研修室	10月15日(土) 13:30~14:30

東部4町住民説明会資料

鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会 次第

- (岩美町会場) 日時：10月24日(月) 午後7時から8時まで
場所：岩美町役場大会議室
- (若桜町会場) 日時：10月29日(土) 午後1時30分から2時30分まで
場所：若桜町公民館集会室
- (智頭町会場) 日時：10月25日(火) 午後7時から8時まで
場所：智頭町保健医療福祉総合センターほのぼの ひだまりホール
- (八頭町会場) 日時：10月15日(土) 午後1時30分から2時30分
場所：八頭町郡家保健センター

1 開会あいさつ (鳥取県地域振興課長)

2 東部圏域の保健所サービスの提供について **資料1**

- ・保健所とは？
- ・業務の概要
- ・サービスの提供体制

3 保健所業務の例 (現在の業務の例、H30年度以降の住民窓口)

(1) 東部福祉保健事務所の例 **資料2**

(2) 東部生活環境事務所の例 **資料3**

4 質疑応答

5 閉 会

東部圏域の保健所サービスの提供について

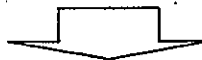
平成30年4月1日を目途に鳥取市が準備を進められている中核市への移行及び市保健所の設置と併せて、県では、現在東部地区4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）の住民の皆様には県が提供している保健所業務を、鳥取市に委託することを検討しています。

県では東部福祉保健事務所と東部生活環境事務所の2機関を合わせて保健所として位置づけて、サービスを提供しています。

- 保健所は、保健・医療に関するサービス、生活環境に関するサービスを提供する公的機関です。（地域保健法に基づいて設置されています。）
- 医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門的な職員を配置しています。

【保健所の主な業務】

- 1 保健・医療に関するサービス
 - ・難病、小児慢性特定疾病、肝炎などの医療費の助成申請の受付
 - ・感染症（結核、O157等）の発生時の療養、感染拡大防止の指導
 - ・エイズなどの相談、検査
 - ・精神保健福祉、ひきこもり、依存症などの相談 など
- 2 生活環境に関するサービス
 - ・動物愛護・狂犬病予防
 - ・動物取扱業（ペットショップ等）の登録
 - ・飲食店、旅館業、公衆浴場などの営業許可
 - ・水質・大気に関する相談 など



【H30年4月以降】鳥取市が設置する保健所がサービスを提供します。

《暫定的な市の保健所窓口（予定）》

保健・医療部門：さざんか会館

生活・環境部門：県東部庁舎（現在の東部生活環境事務所）

※鳥取市の新庁舎完成後は、両部門とも市駅南庁舎が窓口の所在地となる予定です。
（環境関係の一部業務（産業廃棄物等）については、市役所新庁舎が窓口となる予定です。）

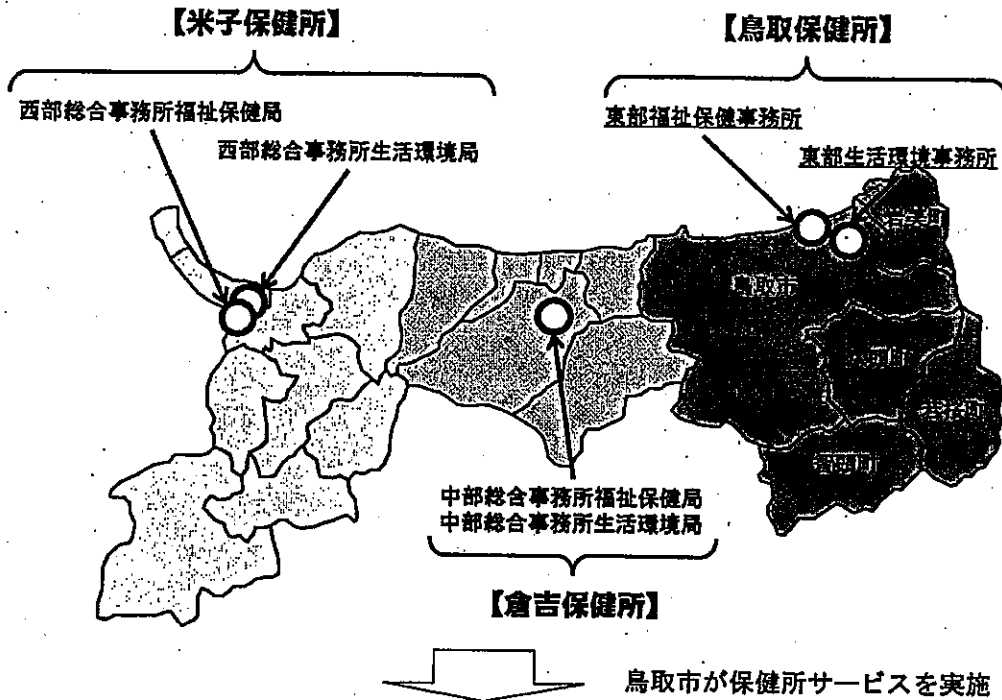
- 提供する住民サービスの水準は変わりません。
 - ・現在、県が実施している住民サービスと同水準のサービスを提供します。
- 相談、手続きの窓口の場所、許可証等の発行者が変わります。
 - ・県の保健所（東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所）から、市の保健所に窓口が変わります。
 - ・許可証等の発行者は、「鳥取市保健所長（仮称）」又は「鳥取市長」となる予定です。

新しい保健所窓口の詳細は、平成30年1月ごろに改めてご案内します。

《現在》

【鳥取県内の保健所】

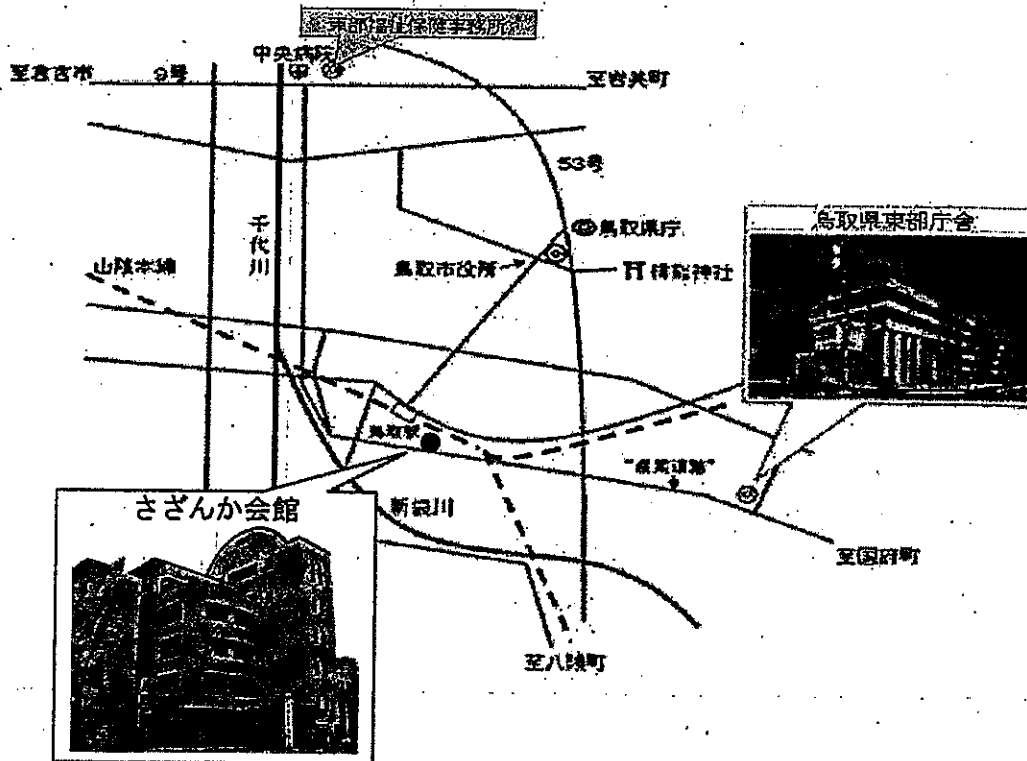
現在、鳥取県においては、鳥取県が東部、中部、西部に保健所を設置しています。
 (福祉部門と生活・環境部門を担当する県の地方機関を保健所として位置づけています。)



《H30年4月(予定)》

【市の保健所窓口(市役所新庁舎整備までの約2年間)】

保健・医療部門：さざんか会館
 生活・環境部門：県東部庁舎(現在の東部生活環境事務所)



【機能】

- 広域的健康課題への対応
- 広域的・専門的サービスの提供
- 健康危機管理の拠点
- 福祉サービスの提供、医療費助成
- 許認可、届出、免許、監視指導
- 情報提供・普及啓発

【福祉】

ハートフル駐車場利用証の交付、介護保険事業者・障害福祉サービス事業者の指定・指導、保育所等の指導、母子父子寡婦福祉資金の貸付

【障がい者福祉】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、障がい者福祉の相談、ひきこもり・高次脳機能障害、依存症等の相談

【健康づくり】

がん検診推進パートナー企業・禁煙施設の認定、がん患者ウィッグ等購入費用・禁煙治療費助成、不妊治療費助成 特定給食施設・食品表示指導、歯科保健対策

【医薬・感染症】

医療従事者の免許、診療所・薬局等の許可、医療・薬事、難病・肝炎治療の医療費助成、ノロウイルス等感染症対応、結核対策、エイズ等検査、新型インフルエンザ等対応、災害時医療救護

福祉保健事務所の業務

① 広域的健康課題への対応

⇒ がん対策、自死対策、感染制御ネットワーク構築 市町村支援・調整

② 広域的・専門的サービスの提供

⇒ 精神保健福祉相談、ひきこもり・アルコール等 依存症相談、難病対策、 エイズ・性感染症の相談・検査、結核対策

③ 健康危機管理の拠点

⇒ ノロウイルス等感染症・結核への対応、新型インフルエンザ等新たな 感染症への対応、災害医療救護

④ 福祉サービスの提供、医療費助成

⇒ 身体障害者手帳等交付、難病・不妊治療等医療費助成

⑤ 許認可、届出、免許、監視指導

⇒ 介護保険事業所等の指定・指導、診療所・ 薬局等の許認可・指導、医療関係者免許交付

⑥ 住民への保健医療情報の提供、健康教育

⇒ 学校・事業所等への出前講座、健康教育



【眠れていますか？いみんキャンペーン (自死予防対策)】



【事業所での出前講座】

【業務の事例】医療費の助成・福祉保健医療の相談窓口

●医療費の助成を行っている事業

- 難病：原因が分からない、治療法が確立していない希少な疾患
(パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、強皮症等 受給者数 約1,600人)
- 小児慢性特定疾患：幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾患
(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患等 受給者数 約200人)
- 肝炎：B型肝炎、C型肝炎(受給者数 約500人)
- 不妊治療費 ➢ がん患者ウイッグ等購入費
- 禁煙治療費

●福祉保健医療の相談窓口

- 精神保健福祉の相談 ➢ アルコール等依存症相談
- 高次脳機能障害・脳脊髄液減少症の相談
- 医療安全相談 ➢ 感染症や健康に関する相談
- エイズ・性感染症の相談、検査



●ハートフル駐車場利用証の発行

-3-

【業務の事例】感染症への対応

結核、O157・ノロウイルス等の感染症への対応

- 医療機関から患者発生届を受理
- 感染拡大防止のための患者等への感染源・接触者の聞き取り調査、指導
 ※結核の場合は確実な服薬ができるよう治療終了まで家庭訪問や電話により療養を支援
- 学校・保育所・高齢者施設・住民等に対する感染症に関する情報提供及び教育・知識の普及



【家庭訪問による結核服薬指導】



【感染症予防 手洗い指導】



新型インフルエンザ等の新しい感染症への対応

- 患者移送訓練の実施等、新たな感染症発生に備えた体制の整備

【新型インフルエンザ患者移送訓練】

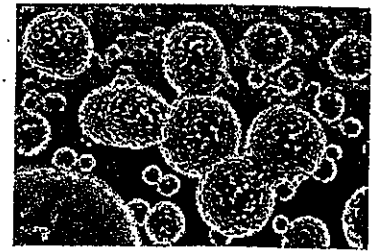
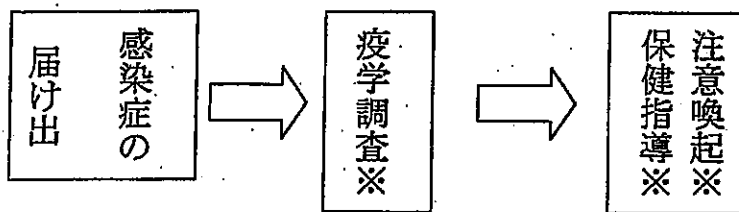
-4-

【福祉保健事務所業務の事例】

感染症対応の業務内容

結核、O-157、麻疹、日本紅斑熱等の患者の発生時
ノロウイルスなど感染性胃腸炎やインフルエンザ等の集団発生時

○発生時の対応



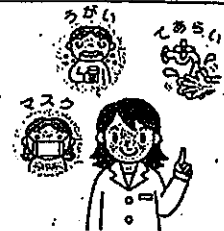
ノロウイルス写真

※疫学調査：感染の拡大を防ぐため医療機関や家庭、保育園、学校などを訪問して感染源や接触者の聞き取りを行う調査

※保健指導：療養指導、感染拡大防止対策の指導

(指導例)

- ・結核とは、結核治療の基本、制度説明
- ・感染性胃腸炎とは
- ・手洗いの励行と環境消毒方法



※注意喚起：報道機関等への資料提供による住民、関係機関などへの注意喚起

○予防活動

- ・広報（県政だより、市町報）
- ・パネル展示（結核、ハンセン、エイズ・性感染症）
- ・世界エイズデー街頭キャンペーン

エイズ検査



○エイズ・性感染症、肝炎、風疹の検査

保健所における定例検査：毎週月曜日の午後実施
（6月・12月の夜間・休日に臨時検査を実施）

■許可、届出、免許

- ・食品営業許可、産業廃棄物処理業・処理施設許可、旅館業許可、公衆浴場許可、理美容所・クリーニング所届出等

■立入検査・監視指導

- ・食品監視・収去検査、許可施設等監視・立入検査、採水検査等

■調査・行政処分

- ・食中毒調査、許可施設の営業停止・許可取消等行政処分

■苦情相談、情報提供・普及啓発

- ・食品・公害苦情相談対応、食中毒予防普及啓発、不法投棄、野焼き、水質汚濁等苦情相談対応

【環境】

大気・水質・土壌・騒音・振動等公害対策、生活排水対策、水道、アスベスト対策、ダイオキシン・化学物質対策、環境教育

【食品・くらし】

食品営業許可、食品衛生監視・指導、食中毒予防、食品表示、調理師・心く処理師・製菓衛生師、理美容・クリーニング・旅館・興行場・温泉・公衆浴場等の許可・指導、動物愛護・狂犬病予防

【廃棄物】

産業廃棄物処理業・処理施設の許可・監視・指導、不法投棄対策、PCB対策、使用済み物品対策、産業廃棄物の適正処理促進

-1-

生活環境事務所の業務の例

①環境法令に基づく許可・届出審査

- ⇒ 廃棄物・旅館・公衆浴場・興業場許可、水質汚濁・大気汚染防止・ダイオキシン・理美容・クリーニング所届出

②環境・廃棄物施設の監視・指導

- ⇒ アスベスト飛散防止指導、不法投棄等不適正事案監視

③環境・廃棄物関係の検査

- ⇒ 地下水採水、廃棄物処理施設定期検査

④環境・廃棄物に関する苦情対応・調査

- ⇒ 油流出・魚類へい死や不法投棄・野焼きの苦情対応(原因者指導)

⑤環境法令違反者に対する行政処分

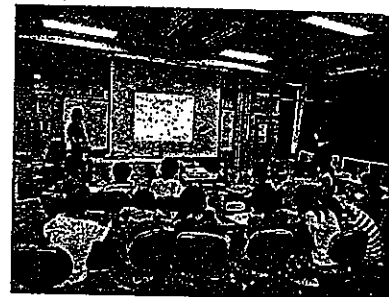
- ⇒ 廃棄物処理業許可取消、公衆浴場営業停止命令

⑥住民への環境情報の提供・環境教育

- ⇒ 学校への出前教室、環境イベント開催



排水の採水検査



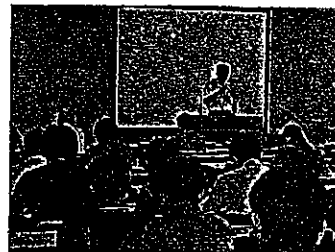
学校への出前説明会

-2-

- 食品営業の許可
- 食品の衛生的な取扱いの監視・指導
- 製造・流通する食品の監視・収去*
- 食品表示の相談対応・指導
- 食品に関する苦情対応・調査
- 食中毒発生時の調査及び原因者への行政処分
- 事業者・住民に対する食品衛生に関する情報提供及び教育・知識の普及



食中毒予防啓発

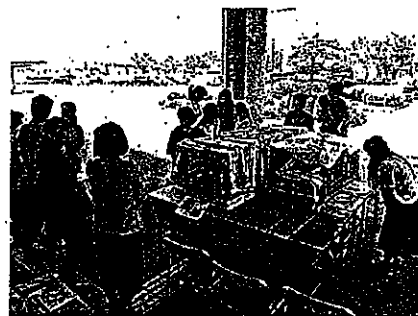


食品衛生責任者講習会

* 収去：食品衛生法に基づき、事業者等から食品を無償で提供いただき、検査の用に供すること。

3

- 放浪犬の保護
- 保護した犬猫の飼い主への返還
- 保護した犬猫の譲渡促進
- 動物愛護の普及啓発
- 動物取扱業者（ペットショップ等）の登録
- 動物取扱業者の監視・指導



保護動物の譲渡会



動物愛護普及啓発展示

4

【保健所業務の事例（生活・環境関係）】

●産業廃棄物の不法投棄や野焼きへの対応

業務の内容

家屋解体に伴う木くずやコンクリートくず、汚泥などの産業廃棄物の不法投棄事案に対し、投棄者又は土地管理者に撤去指導します。

廃棄物の野焼き（野外焼却）は一部の例外を除き原則禁止されていることから、発見・通報があった場合には、当該行為者に対して再度行わないよう指導します。

●水質汚濁事故への対応

業務の内容

河川や湖沼の油流出事故や魚類へい死事案など水質汚濁事故が発生した場合には、関係機関（国・県など）と連携し、必要な対応を行います。

●放浪犬の保護

業務の内容

安全で快適な市民生活を守るために、放浪犬の保護を行います。

●収容犬猫の譲渡促進

業務の内容

収容された犬猫で引き取り者のないものについて、終生飼育が可能で適切に飼育していただける方へ譲渡を行います。又、動物愛護団体と連携し譲渡を促進します。

● 動物愛護の普及啓発

業務の内容

動物愛護団体等と連携し、動物とふれあう機会などを増やして動物愛護意識の啓発を行います。

● 食品に関する相談等の対応

業務の内容

飲食店などの食品営業施設の営業許可や衛生管理に関する相談に対応します。

また、購入した食品の腐敗や異物の混入など住民の方々からの食品苦情があった場合は、状況を調査し必要に応じて食品事業者を指導します。

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について

平成29年1月19日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画について、条例手続の状況を報告する。

1 周知計画書に係る意見照会に対する米子市長の回答概要

(1) 米子市長からの回答

手続条例第6条第3項の規定に基づき、周知計画書について12月5日付けで米子市長に意見照会を行い、12月19日付けで米子市長から回答があった。その概要は次のとおり。

- ・「周知計画に対する意見は、ありません。」
- ・「なお、設置にあたりましては、地元住民の皆様のご理解が大前提であると考えておりますので、事業計画等について地元住民の皆様のご理解を得るよう十分に説明し、説明責任を果たすよう、(県は)センターを厳格に指導していただきますよう要請いたします。」
- ・「また、周知計画につきましては、(次のとおり)(米子)市議会から意見が提出されておりますので、申し添えます。」

(岡村市議会議員)

- ・広い範囲(全市、少なくとも旧淀江町)を対象とした説明会を開催してほしい。
- ・意見書を提出できる者を限定せず、広く一般から意見を募るべき。

(国頭市議会議員)

- ・6自治会以外にも説明会を実施するよう、市の回答文書に記載してはどうか。

(土光市議会議員)

- ・市の回答文書は、なお書き部分を「意見」として記述していただきたい。

(2) 県からのセンターへの通知

米子市長からの回答文書の写しを添付し、12月28日付けで、センターに対し、周知計画書等に従って、広告・縦覧を実施するよう通知した。

2 センターによる広告・縦覧の開始及び住民説明会の開催計画

(1) 広告・縦覧の開始

センターは、手続条例第9条の規定に基づき、次のとおり、事業計画を作成した旨の広告、事業計画書の写しの縦覧を行っている。

項目	内容
広告の方法	・縦覧場所、処分場設置予定場所への掲示、センターホームページへの掲載 ・日本海新聞への掲載(平成29年1月13日)
広告の内容	・事業計画書の写しの縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間 ・説明会の日時及び場所 ・意見書の提出期間 など
縦覧の場所	・米子市役所、西部総合事務所、公民館など16箇所
広告等の期間	・平成29年1月13日から同年2月27日まで

(2) 住民説明会日程等

日時	対象者	会場
1月20日(金) : 19:30~	小波浜自治会員	小波浜公民館
1月22日(日) : 18:00~	福平自治会員	福平公民館
1月28日(土) : 19:00~	西尾原自治会員	西尾原公民館
2月4日(土) : 19:00~	小波上自治会員	小波上公民館
2月5日(日) : 19:00~	上泉自治会員	上泉公民館
2月7日(火) : 15:00~	(自治会以外)	米子市淀江文化センター
2月12日(日) : 9:00~	下泉自治会員	下泉公民館

※(自治会以外)は、6自治会員以外の農業者、水利権者等の条例上の関係住民が対象。

3 今後の予定

- 今後、センターは、上記のとおり手続条例に基づく事業計画書の写しの縦覧、住民説明会の実施のほか、意見書・見解書のやりとり等を通じて関係住民の理解を求めていくこととなる。
- 県(生活環境部)は、条例に則って、提出された事業計画書について厳格な審査を行うとともに、事業計画の十分な周知が行われるよう説明会の状況を確認するなど必要に応じてセンターを指導し、センターと関係住民の相互理解を促進することとしている。

「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト・ステップアッププログラム2020」の策定について

平成29年1月19日
緑豊かな自然課

国立公園満喫プロジェクト第3回地域協議会が昨年12月20日に開催され、「ステップアッププログラム2020」の最終案が承認された。

今後はこの計画に基づき、2020年（平成32年）に大山隠岐国立公園を訪れる外国人観光客数を現在の2.5倍に増やすことを目標に、環境省と関係自治体が連携して各種の取組を推進する。

1 プログラムに盛り込まれた主な取組

(1) 「環境保全に貢献しながら公園を楽しむ」

- ボランティア活動の歴史が長い大山において、利用者が環境保全に貢献する仕組みを充実
 - ・登山道保全のためのボランティア活動を組み込んだトレッキング（自然を楽しみながら山を歩くこと）を商品化
 - ・大山の道路において自動車排ガス環境対策を継続しつつ、協力金の導入を検討

(2) 「海から山までつながる国立公園の雄大な景色を気軽に楽しむ」

- 総合的な利用拠点の整備やアクティビティ（旅先での遊び）の開発と活用
 - ・大山におけるビジターセンター機能の強化を目指した大山寺地区の再整備（大山自然歴史館・大山情報館・旧こもれび館の一体的な整備と連携）
 - ・キャンプ場用地を活用したグランピング（自家用車で訪れる少し豪華で快適なキャンプの形態）等の誘致

(3) 「旅慣れたリピーターがより深く日本を知る」

- 日本で最も古い歴史とも言われる「神話」や日本の原風景を楽しめる旅行商品の開発、ガイドの育成
 - ・日本遺産関連施設や歴史文化資源を活用したガイド付き旅行商品計画の策定と開発
 - ・日本の歴史的な風習（神事、祭事等）等を解説できるガイド育成の検討

2 国の予算について

- ・今年度の国第2次補正で計上された102億円（国直轄事業+地方への交付金事業）に加え、平成29年度当初予算でも新たに101億円（国直轄事業+地方への交付金事業）が追加され、満喫プロジェクトを展開する自治体に対しては交付金が重点配分される見込みである。
- ・このうち、本県では、自然公園施設（登山道、避難小屋、公衆便所、駐車場、博物展示施設等）の改修及び外国人対応等を行うため、平成29年度に事業費約7億円（国費約3.5億円）を要望しており、プログラムの確実な実行が可能となるよう所要額の確保を国に働き掛ける。
- ・これに加え、環境省直轄事業として大山情報館の改修、下山キャンプ場等の施設充実が予定されている。

3 本県における事業実施の状況

- ・「ステップアッププログラム」を先取りする形で、既に今年度9月補正予算で約3.6億円を計上し、各事業の設計等に着手している。
- ・平成30年の大山開山1300年祭に向けて、特に大山周辺地域における整備を促進するとともに、大山寺参道周辺における観光案内機能の強化などソフト施策の充実にも力を入れる。

<主な事業>

大山避難小屋改修、博労座等における公衆トイレの改修	※外国人対応のため洋式化などを実施
夏山登山道、自然歩道（大山～三徳山 古道ロングトレイル、日本遺産への道）の改修	※多言語標記、デザイン統一化、滞在時間別ルート設定
大山自然歴史館展示改修	※多言語標記、展示内容の充実、IT活用など
ビューポイント（遙拝所）の整備	※寂静山遙拝所、美保湾展望駐車場

- ・最終的には、平成28～32年度の5年間で、約24億円の施設整備事業を展開する予定である。

ツキノワグマに係る「特定鳥獣保護管理計画」の改訂について

平成29年1月19日
緑豊かな自然課

昨年、全国的にツキノワグマの出没情報や人身被害が多発したことを踏まえ、地域住民の生活域に近い人里部における有害捕獲の拡充等を内容とする「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画」の改訂を今年度中に行うこととしており、地域住民の安全安心に軸足を置いた、適切な保護管理対策に繋げていく。

1 改訂に係る基本的な考え方

- ・人間生活圏とクマ保護圏の2つに分ける「ゾーニング区分」の考え方を新たに導入し、被害への防除を最優先させることを前提に、人間生活圏における有害捕獲を強化する。
- ・また、錯誤捕獲（イノシシなどを捕獲する目的で設置した罠にクマが誤ってかかってしまうこと）について、人身被害の恐れなど緊急性が高い場合は殺処分することも視野に検討を行う。
- ・上記の対策を実施しながら、継続したモニタリングにより適切な頭数管理を行い、絶滅危惧種であるツキノワグマとの共生を図る。

2 改訂に向けたスケジュール等

- ・地域住民や有識者等からの意見、議論を踏まえた上で、改訂する計画の具体策を検討する。

～1月下旬	関係町・地元住民との意見交換会（八頭町と若桜町では実施済）
1月20日	特定鳥獣保護管理検討会（第1回）
2月	環境審議会鳥獣部会（第1回）／ 常任委員会への報告／ パブリックコメント（県民からの意見募集）の実施
3月	特定鳥獣保護管理検討会（第2回）／ 環境審議会鳥獣部会（第2回）／ 計画の策定、公表
4月～	計画の周知（市町村担当者向け研修会の開催、県民向け啓発資料の作成等）

3 関係府県との広域連携について

- ・東中国地域として一体的なクマ生息域を有する関係府県（鳥取、岡山、兵庫、京都）が連携し、共同で協議会を設置することで合意した。（昨年12月22日に4府県情報交換会を開催済）
- ・出没情報等を共有できる連絡体制を整備するとともに、保護管理の方向性について共通認識を持ったうえで、将来的な広域での保護管理計画策定も視野に、推定生息数動向調査や行動調査等を連携して行うことを申し合わせた。

(参考：ツキノワグマについて)

- ・環境省のレッドデータブックでは「東中国地域のツキノワグマ」として、絶滅の恐れのある地域個体群に指定。また、本県のレッドデータブックでも絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険性は上位2番目）に位置付け。
- ・県内における主な生息域は県東部の山間部であるが、近年では、中西部地域でも出没情報が報告されるなど、生息分布は拡大傾向。県内の推定生息頭数は654頭。
- ・頭胴長が110～140センチ、体重は40～120kgで体毛は黒い。12月～3月にかけては冬眠を行い、メスは冬眠中に出産。
- ・植物食に偏った雑食性で、冬眠前の餌としてブナやミズナラ類の堅果（ドングリなど）を特に好むため、その凶作時には餌を求めて人間の生活域に近い人里への出没が多くなることから、果実等への食害、人間との偶発的な遭遇による人身事故の発生が問題となっている。

「全国『みどりの愛護』のつどい」の誘致について

平成29年1月19日
緑豊かな自然課

「全国都市緑化とうとりフェア（平成25年度）」の開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を盛り上げるとともに更なる緑化施策の展開を図る中、鳥取市において、全国規模の緑化行事である「全国『みどりの愛護』のつどい」を市制施行130周年記念事業として誘致したい旨の意向が示されたことから、同市と連携を行い、平成31年開催に向けて誘致を進めることとする。

1 「全国『みどりの愛護』のつどい」の概要

- ・国と地方自治体の共催により平成2年から開催されている。緑化に係る愛護団体に対する国土交通大臣感謝状の授与式典や記念植樹等が行われ、皇室関係者も御臨席されている。

開催目的	・「みどりの日」制定の趣旨を踏まえ、平素から緑の保全育成に携わる方々が一堂に集い、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進する。
開催時期	・みどりの月間（4/15～5/14）又はその前後の期間。過去の例では6月上旬の場合もある。
実施内容	・緑化活動者への国土交通大臣表彰及び知事表彰をメインとした式典及び記念植樹の実施。 ・当日の参加者数は1,500人程度。 ・国が定める実施要領に基づき、会場は開催地の都市公園であることが条件。

<参考：H28千葉大会の様子>



2 これまでの経過と開催地の状況

- ・平成28年7月11日に鳥取市長から知事に対し、「全国『みどりの愛護』のつどい」の鳥取市開催への誘致について要望が行われた。
- ・これを受けて県では、行事を所管する国土交通省から情報収集するなど、誘致に向けた事前準備を開始したところである。

区分	開催県（開催市）	備考
第27回大会（平成28年）	千葉県（柏市）	平成28年6月12日（日）開催
第28回大会（平成29年）	石川県（金沢市）	平成29年6月10日（土）開催予定
第29回大会（平成30年）	滋賀県（長浜市）	開催決定を報道発表済
第30回大会（平成31年）	鳥取県	鳥取市で開催する方向で、実施計画の検討を開始

3 今後の主なスケジュール（予定）

実施計画の具体的な内容を鳥取市とともに検討した上で、平成29年秋を目途に申請書類を鳥取市と共同で国に提出する予定。平成30年早々には国から正式決定を受けられるよう事務手続を進める。

- ・平成29年 6月 準備協議会（県、鳥取市）の設置
- ・ 秋 国土交通省へ開催希望を申請
- ・平成30年 初旬 開催地の決定（国）
- ・ 春 実施本部を設置し、専任職員を配置
- ・平成31年 春 開催

東京での「ジオパークフェア」開催について

平成29年1月19日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
観 光 戦 略 課

ジオパークの情報発信及び認知度向上を目的に、広くジオパークを学び、体験する機会を提供するため、ユネスコ世界ジオパーク道府県連合（世話人：鳥取県知事 平井伸治）による取組の一環として、東京都千代田区の有楽町駅前広場において「ジオパークフェア」を開催するので、その概要について報告する。

1 開催日時・場所

2月4日（土）午前11時～午後5時
有楽町駅前広場（東京都千代田区有楽町2-7-1）

2 主催

ユネスコ世界ジオパーク道府県連合（世話人：鳥取県知事 平井伸治）

*ユネスコ世界ジオパークに関係する9道府県（北海道、新潟県、京都府、兵庫県、鳥取県、高知県、島根県、長崎県、熊本県）により、平成28年2月2日に結成。

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク（理事長 米田徹（新潟県糸魚川市長））

*日本のジオパーク43地域（うち8地域がユネスコ世界ジオパーク）を正会員とする団体。

3 参加地域

31地域

<ユネスコ世界ジオパーク>

洞爺湖有珠山/アポイ岳/糸魚川/山陰海岸/隠岐/室戸/島原半島/阿蘇

<日本ジオパーク>

とちぎ鹿追/三笠/白滝/ゆざわ/秩父/箱根/銚子/下仁田/伊豆大島/茨城県北/浅間山北麓/佐渡/南アルプス/恐竜渓谷ふくい勝山/白山手取川/伊豆半島/立山黒部/苗場山麓/四国西予/桜島・錦江湾/霧島/三島村・鬼界カルデラ/おおいた豊後大野

4 事業概要

(1) 内容

①ステージイベント

ジオパークの魅力語るトークセッションやジオパーククイズを開催

②展示ブース

ポスターやチラシ、パンフレット等を開架

③体験コーナー

簡単な模型で大地の動きを知るなど、ジオパークが体験できるコーナーを設置

④試飲試食コーナー

ジオパークの恵みを試飲試食できるコーナーを設置

(2) その他

①各地域マスコットキャラクターの出演

各地域ジオパークのマスコットキャラクター等の出演により、会場の盛り上げを図る。

②優待券の配布

「ジオパークフェア」参加者が、その後、各地域のジオパークを訪れたかを把握し、当該催事の効果を図る。

③アンテナショップスタンプラリーの開催

平成29年2月1日～2月28日の1ヶ月間、ユネスコ世界ジオパーク関係道府県のアンテナショップを巡るスタンプラリー。スタンプラリーの台紙は、各アンテナショップで配布するほか、2月4日に開催する「ジオパークフェア」においても会場で無料配布する。

性暴力被害者支援相談窓口の開設について

平成 29 年 1 月 19 日
くらしの安心推進課

性暴力被害者の方が安心して心身の回復を図っていただけるよう、県をはじめ関係する機関・団体が連携して被害者から直接相談を受ける窓口を開設し、医療的な支援など総合的な支援を提供する仕組みを開始したので、その概要について報告する。

1 支援機関及び設置運営主体の名称

(1) 支援機関

性暴力被害者支援センターとっとり

(2) 設置運営主体

鳥取県性暴力被害者支援協議会（会長 むらえ ままもと 村江 正始 鳥取産院院長）

※次の機関・団体で構成

とっとり被害者支援センター、鳥取県医師会、鳥取大学医学部、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所、鳥取県臨床心理士会、鳥取県助産師会、母子生活支援施設、児童虐待防止活動団体、鳥取地方検察庁、鳥取県警察本部、鳥取県

2 相談窓口の開設日

平成 29 年 1 月 13 日（金）

3 相談日時等

- 相談日：毎週月・水・金曜日（年末年始は除く）11～13時、18～20時
※支援員 2 名が電話相談対応
- 相談ダイヤル：0120-946-328（県内専用フリーアクセス）

4 支援内容

- 支援員による相談対応、情報提供、医療機関等への付添い、支援のコーディネート
- 医療的支援（産婦人科・精神科）
- カウンセリング支援
- 法的支援（弁護士相談）

<協議会による支援>

産婦人科医療	5 回まで無料
精神科医療	3 回まで無料
カウンセリング	5 回まで無料
弁護士相談	3 回まで無料

5 支援対象者

強かん、強制わいせつ（未遂、致傷を含む）に限らず、身体的接触や性的な脅かし行為（露出、のぞき、盗撮等）など自分の意に反して性的な行為を受けた被害者を対象とし、警察への被害届の有無や性犯罪として取り扱われたかどうか、性別、年齢を問わない。

6 開設記念公開講座の開催

相談窓口の開設を記念して、広く県民を対象とする公開講座を開催し、性暴力被害者支援に関する啓発を図る。3名の性暴力被害者の方を講師に迎え、「性暴力について考える」をテーマに、講演とシンポジウムを通じて「性暴力の実態」「被害者支援の必要性」「今後あるべき姿」などを参加者とともに考える。

- 開催日：平成 29 年 2 月 10 日（金） 13:00～15:45
- 会場：米子全日空ホテル 大宴会場「飛鳥」

[参考] 取組の経緯

- 平成 25 年度から性暴力被害者支援に関係する機関・団体と情報共有・意見交換を行っている。
- 平成 26 年 4 月には関係機関・団体と性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を構築するための検討を進めている。
- 平成 27 年 10 月には既存の医療機関のネットワーク等を活用し、急性期被害者へ支援を提供する仕組みを暫定的に整えた。
- 平成 28 年 11 月には検討組織から支援組織である鳥取県性暴力被害者支援協議会に改組し、支援体制の整備を進めてきた。

中部地震住宅修繕支援センターにおける相談対応等について

平成29年 1月19日
住まいまちづくり課

12月9日（金）に中部建設会館内に開所された中部地震住宅修繕支援センターの相談対応状況等について、以下のとおり報告する。

1 相談件数（H29.1.15時点）

12月分	133 件
1月分	35 件
合計	168 件

※12月9日（金）～12月31日（土）（23日間）

※1月1日（日）～1月15日（日）（15日間）

※12/29～1/4はセンター休業のため、携帯電話への転送にて対応。（期間中の相談件数：1件）

2 相談内容

相談分類	件数
ブルーシートに関すること	61
建築業者の紹介	39
家屋の修繕に関すること	33
その他（見積書が妥当かどうか、支援センターの支援には金銭的な支援もあるか、センターの営業時間について、リフォーム助成について等）	19
土木建設業者の紹介	15
県・自治体の被災者支援補助金について	1
計	168

3 主な相談内容とその対応状況

- ・屋根にブルーシートを張ってほしい。（ブルーシートの張り替えをしてほしい。）
 - ⇒①ボランティアセンターを紹介
 - ⇒②センター構成団体の会員業者により対応（有償）
 - ⇒③ブルーシートを張るより修繕する方が適切であるため、センター構成団体の会員業者により即修繕を行った
- ・屋根瓦の修繕をしてほしい。
 - ⇒瓦の修繕業者を紹介
- ・家屋全体（屋根・外壁・内壁等）の修繕をしてくれる業者を紹介してほしい。
 - ⇒建築業者を紹介
- ・家屋を修繕すれば住めるのか、建替えが必要か、見極めてほしい。
 - ⇒現地にて打合せ、改修方法をアドバイス、概算金額を提示
- ・地盤が緩み、基礎が不安定になっている。至急見に来てほしい。
 - ⇒当日現地にて打合せ、基礎の補強が必要と伝える
- ・葺が傾いている。修繕で対応できるか解体が必要か、見極めてほしい。見積りも希望。
 - ⇒現地確認の結果、解体する方が良いとの判断だったため解体の見積もりを提出

《参考》

修繕支援センターの構成団体

（一社）鳥取県建設業協会・（一社）鳥取県中部建設業協会・（一社）鳥取県木造住宅推進協議会・
鳥取県建築連合会・鳥取県瓦工事業組合・鳥取県左官業協同組合・鳥取県板金工業組合